

# 大和郡山市バリアフリー基本構想

(JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想)



大和郡山市

## 「歩いて魅たくなるまちづくり」をめざして



日々の生活を過ごすなか、私たちは、ややもすれば自分だけの感覚でものごとを判断し、相手の立場や置かれている状況をつい忘れてしまうことがあります。たとえば、若い時には何でもなかった敷居の段差が気になるような年代になって初めて、「バリアフリー」の大切さを実感するようになるのではないのでしょうか。

また、日ごろは「バリア」を感じていない人でも、病気になったり、けがをした時、妊産婦になった時、あるいは乳幼児を連れて歩いた時、まちのあちこちに不便や危険を感じることで、やはり初めて、「バリアフリー」の大切さを実感するようになるのではないのでしょうか。バリアフリー、つまり障壁のない社会は、高齢者や障害を抱える方々だけでなく、すべての人たちが「歩いて魅たくなる」「住んで魅たくなる」そうしたまちづくりにつながっていくものと考えます。

そうしたなか、この度、本市は、平成18年に施行された、いわゆるバリアフリー新法に基づき『大和郡山市バリアフリー基本構想』を策定し、基本方針や整備内容、ソフト面の取り組みなどについて決めました。

構想の策定にあたっては障害者、高齢者、学識者、関係団体代表者、関係事業者の方々からなる協議会を設置し、市民に対するアンケート調査や、ヒアリング、ワークショップ、タウンウォッチングに取り組み、バリアフリーの方向性を明らかにしていただきました。

この後は、本基本構想に基づき、市民、関係者の協力のもと、本市のバリアフリー化の促進と質の向上を図っていきたいと考えております。

本基本構想の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました協議会委員の方々をはじめ、アンケート、ワークショップ等にご協力をいただきました市民、関係団体、関係機関の皆様方に心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

平成24年3月

大和郡山市長 上 田 清

# 大和郡山市バリアフリー基本構想 目次

第1章 基本構想の概要	1-1
はじめに	1-1
1-1 基本構想策定の背景	1-1
1-2 基本構想の目的	1-2
1-3 基本構想の位置づけ	1-3
1-4 バリアフリー新法をふまえた本基本構想の特徴	1-4
1-5 目標年次	1-6
第2章 大和郡山市の現況	2-1
2-1 概況	2-1
2-2 人口、高齢者数、障害者数など	2-2
2-3 鉄道駅と施設の立地状況	2-4
2-4 バス	2-6
2-5 まちづくりの方向性	2-7
2-6 障害者の市内の移動等に関する主な課題	2-9
第3章 重点整備地区における基本方針	3-1
3-1 重点整備地区の設定	3-1
3-2 地区の特性	3-3
3-3 移動等円滑化の基本的考え方	3-23
第4章 重点整備地区の位置・区域	4-1
4-1 重点整備地区の考え方	4-1
4-2 重点整備地区の範囲	4-2
第5章 生活関連施設・生活関連経路の設定	5-1
5-1 生活関連施設	5-1
5-2 生活関連経路	5-3
第6章 実施すべき特定事業等	6-1
6-1 実施すべき特定事業等の考え方	6-1
6-2 事業の目標時期	6-3
6-3 実施すべき特定事業等	6-4

第7章 今後の取り組みの方向性	7-1
7-1 段階的・継続的な取り組み（スパイラルアップ）に向けての体制	7-1
7-2 市全体でのバリアフリー化の推進	7-2
7-3 災害時におけるバリアフリー	7-3
7-4 持続可能な交通体系の構築	7-4
7-5 子育て世代のバリアフリー	7-4
7-6 観光バリアフリーの推進	7-4

## 第1章 基本構想の概要

### はじめに

大和郡山市では、JR 郡山駅、近鉄郡山駅周辺の徒歩圏を対象とした地区（以下「JR・近鉄郡山駅周辺地区」）において、駅や周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）に基づき、「大和郡山市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」）を策定することとしました。

#### ■ 「バリアフリー化」とは？

施設や経路（歩道等）を、誰もが安全に安心して移動できるようにバリア（障壁）を除去する対策を考えていきます。例えば、

- ・ 歩道の勾配の改善や平坦性の確保
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の適切な設置
- ・ 階段や段差の解消
- ・ わかりやすい施設への案内やサインの充実
- ・ 音響信号の設置
- ・ マナーの向上をよびかける広報や啓発

等

### 1-1 基本構想策定の背景

#### (1) わが国の社会的背景

わが国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでいます。平成72年（2060年）には、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる高齢化社会が到来するとされています。

（\* 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」）

さらに、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていることなどからも、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要となっています。

そのため高齢者、障害者等の移動、または施設の利用等に係る身体の負担を軽減し、利便性及び安全性を向上させることが急務となっています。

#### (2) 「バリアフリー新法」の制定

高齢者や身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる都市環境を整備することが強く求められた状況で、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」）が施行されました。

一方で平成6年6月に制定された、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」）により不特定多数が利用する一定規模(2,000m<sup>2</sup>)以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきました。

しかし、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）が平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行されました。

### (3) 大和郡山市の状況

大和郡山市においても全国的な傾向と同様に、将来人口が減少し少子・高齢化の傾向が強まると想定されます。平成32年（2020年）には老年人口が30.2%となり、市民の3～4人に1人が65歳以上の高齢者となる高齢化社会になると予測されています。そのため、大和郡山に住み続けたい魅力あるまちづくりにむけた政策展開をすることが急務となっています。

そのため本市においては、平成18年（2006年）から平成27年（2015年）を計画期間とした「大和郡山市第3次総合計画」を定め「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町」を合言葉に「安全・快適な暮らし」や「健康・福祉・生きがいづくり」に向けたまちづくりが進められています。

## 1-2 基本構想の目的

大和郡山市においても高齢化社会が到来し、高齢者の働く機会がこれまで以上に増加することが見込まれ、また、障害を抱える方の社会活動もますます活発化しています。さらに、日頃は「バリア」を感じていない人であっても、病気やケガをした時、妊産婦となった時、あるいは乳幼児を連れている時には、「バリアフリーな社会」の必要性を痛感します。このような意味から、「バリアフリーな社会」は、高齢者や障害者の方だけでなく、すべての人にとって生活しやすい社会です。

そうした認識のもと、本市においてはバリアフリー新法の施行を受け、駅、公共施設、福祉施設等、市民が利用する公共性の高い施設が集まった「JR・近鉄郡山駅周辺地区」について、バリアフリー化を推進するための基本構想を策定しました。そして、人にやさしいバリアフリーなまちづくりとして、誰もが住みやすく、また、住みたくくなるような環境を整備し、市民一人ひとりが誇りと生きがいを持てるまちづくりをすすめることを目的とします。

### 1-3 基本構想の位置づけ

本基本構想は、高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用に際して、その利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、JR・近鉄郡山駅及びその周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本事項として、関連法令や上位計画、関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めたものです。

**バリアフリー新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」**  
平成 18 年 6 月

**奈良県住みよい福祉のまちづくり条例**  
平成 7 年 3 月

・高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

・住みよい福祉のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

根 拠

関連法令

#### 大和郡山市バリアフリー基本構想～JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想～

【バリアフリー新法第二十五条第一項】

・市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

関連計画

#### 大和郡山市第3次総合計画後期基本計画

平成 23 年 3 月

【概要】

本市のまちづくりを進めるうえでの最も基本となる計画であり、様々な分野別計画の上位計画

#### 大和郡山市障害者福祉長期計画（第二次：平成 19 年 3 月）

第二次大和郡山市障害福祉計画（第二次：平成 21 年 3 月）

【概要】

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと障害のある人の「完全参加と平等」をめざす。

#### 大和郡山市都市計画マスタープラン

平成 21 年 3 月

【概要】

都市計画法に基づく「都市計画の基本方針」

【関連事項】

■都市施設整備の方針

「道路・交通施設の方針」：だれもが安心して、心地よく歩くことができるまちづくり

「公園・緑地整備の方針」：市民が安全に利用しやすい公園・緑地の整備

■重点地区（中心市街地）のまちづくりの方針

近鉄郡山駅～JR 郡山駅周辺は、歴史的・文化的資源や商業・業務系の土地利用が集積し、大和郡山市の中心市街地と位置づけられる地区として、まちづくりのあり方を検討

## 1-4 バリアフリー新法をふまえた本基本構想の特徴

### (1) バリアフリー新法における改正点と本構想での検討方針

バリアフリー新法は、交通バリアフリー法とハートビル法で既に定められていた内容を踏襲しつつ、この2つの法律では措置されなかった新しい内容が盛り込まれています。これらの改正点をふまえた、本構想の検討方針を以下に示します。

#### 【バリアフリー新法における改正点】

##### ■ 対象者の拡大

従来は高齢者、身体障害者だけでしたが、新法では「高齢者」、「障害者」と規定され、知的障害者、精神障害者、発達障害者が加わり、高齢者とすべての障害者が法の対象となりました。

対象者をより広い枠組みで捉え、高齢者、障害者のみならず荷物を持つ人、けがをした人、妊産婦、幼児連れの人、初めて大和郡山市を訪れる来訪者などを想定します。

##### ■ 対象物の拡大

従来は建物や公共交通機関だけでしたが、新法では路外駐車場、都市公園などの日常生活で利用する施設が加わり、生活空間全体におけるバリアフリー化を進めることとなりました。

駐車場、公園等も対象施設とし、連続した移動の円滑化を図ることをめざします。

##### ■ 重点整備地区要件の拡大

従来は、大きな鉄道駅などがある地域のみを移動等の円滑化を図る重点整備地区とし、基本構想を作成することができるとされていましたが、新法では駅がない地域や、建築物、路外駐車場、都市公園、そしてこれらをつなぐ経路なども基本構想や特定事業の対象となりました。

重点整備地区の選定にあたっては、市全域の施設の立地状況やまちづくりの状況等を考慮しました。

##### ■ 当事者の参画

利用者の視点を反映させるべく、基本構想作成時の協議会制度の法定化や利用者や、地域住民からの基本構想提案制度の創設が図られました。

基本構想の検討は関係者が参加する協議会を通じて行いました。併せて、ワークショップやヒアリングなど、利用者の視点を反映させるための調査を行いました。

##### ■ ソフト施策の充実

バリアフリー化の推進に当たって、当事者参加のもと、施策を検証し新たな施策や措置を講じて段階的・継続的な発展を図っていくという「スパイラルアップ」という手法がとりいられました。また、国民の理解と協力を求める「心のバリアフリー」が規定されています。

ハード整備だけではなく関係者の理解と協働のもと、継続的な取り組みとなるようなソフト施策についても重点的に検討を行いました。

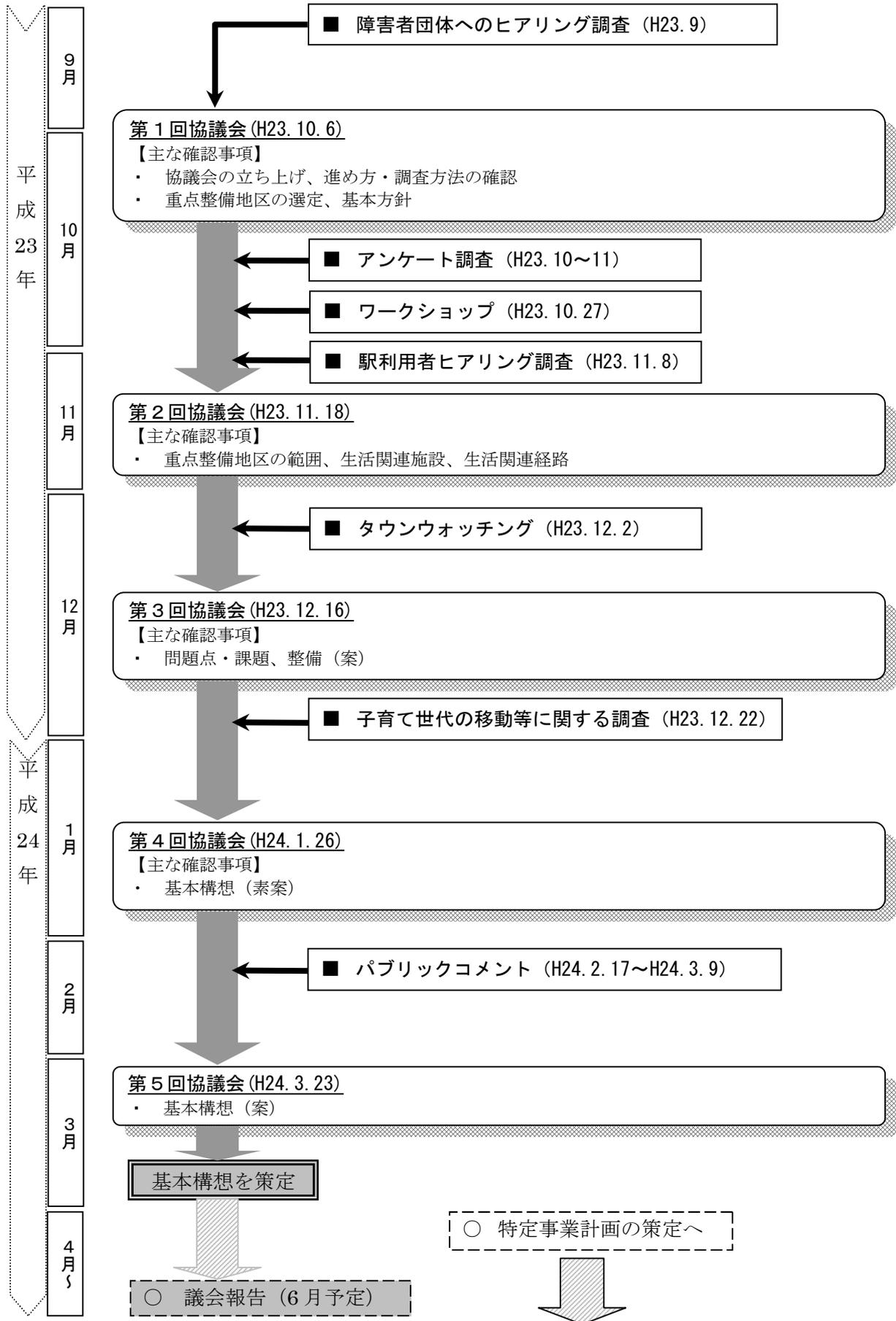


図 1-1 検討の経緯

### 1-5 目標年次

本基本構想の目標年次は、平成 33 年（2021 年）を基本とします。なお、「大和郡山市第 3 次総合計画」が平成 27 年（2015 年）で終了するため、新たなまちづくりの構想の検討結果をふまえ、平成 28 年（2016 年）に本構想についても中間見直しを行うものとします。

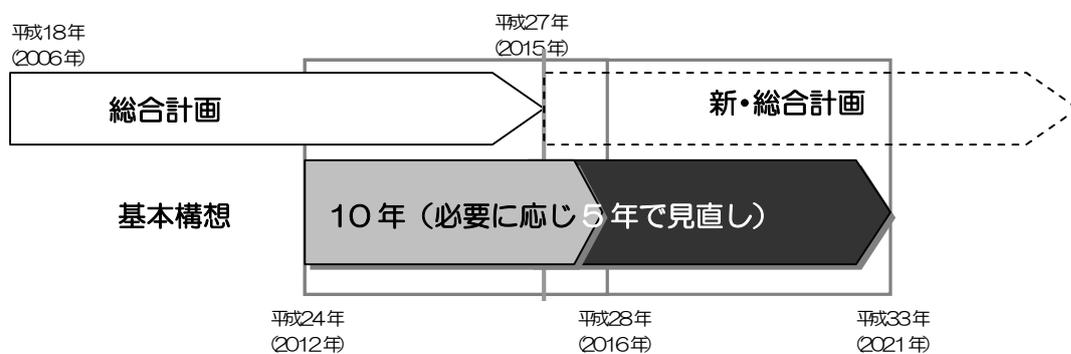


図 1-2 目標年次

## 第2章 大和郡山市の現況

### 2-1 概況

本市は、奈良県北部の大和平野に位置し、JR、近鉄の鉄道網、西名阪自動車道、国道24号バイパスなどの道路網により、広域的な交通条件に恵まれ、将来的には京奈和自動車道が南北に通過する交通結節点となります。矢田丘陵に代表される緑、平坦部には大和川の支流である佐保川と富雄川、金魚池や溜池を含めた条里制の仕組みを伝える田園風景と郡山城跡があり、多彩で豊かな自然、歴史環境を有しています。

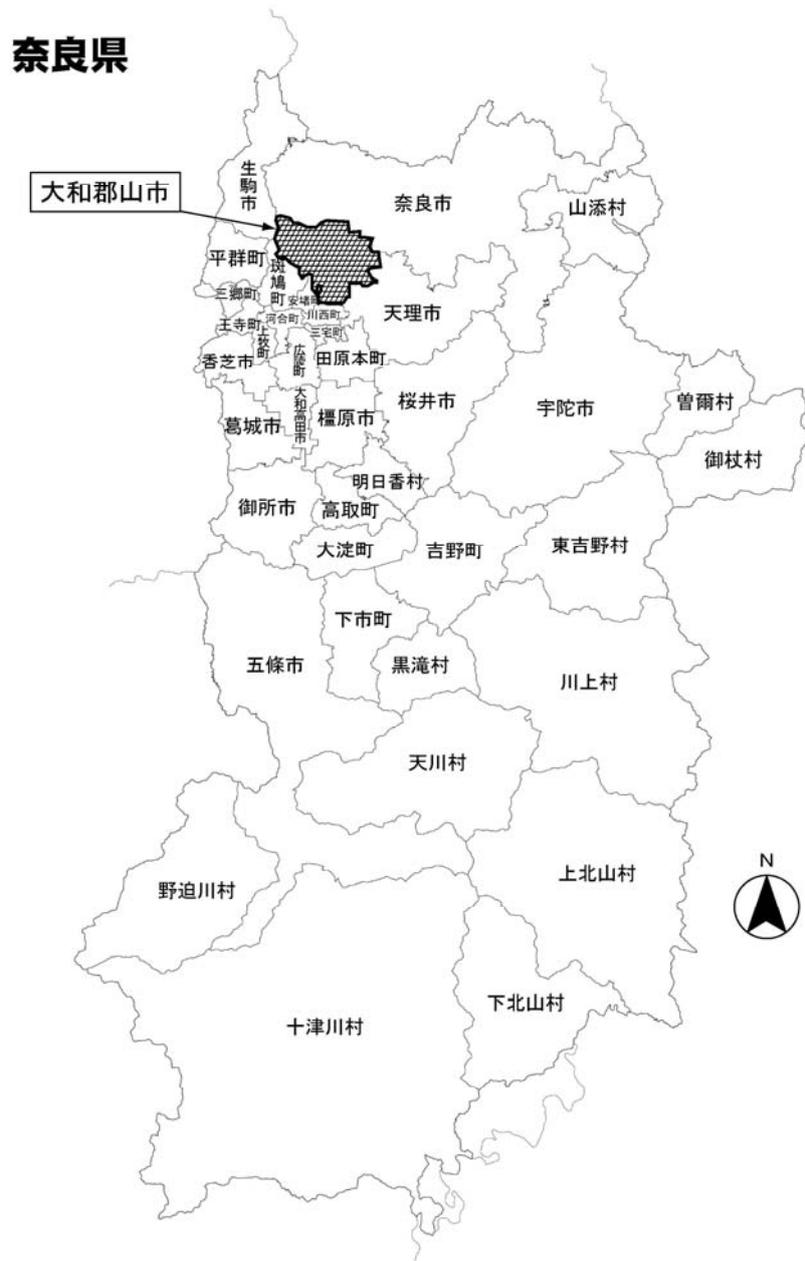
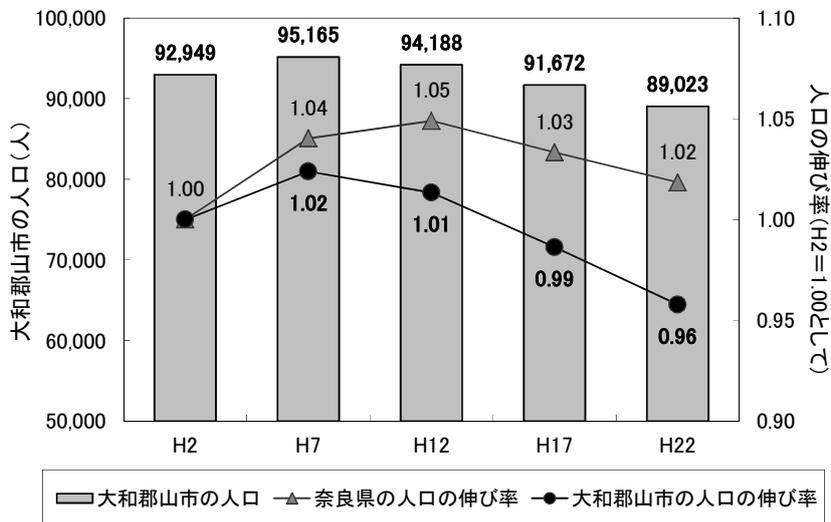


図 2-1 本市の位置

## 2-2 人口、高齢者数、障害者数など

### (1) 人口

本市の人口は約9万人で、平成7年をピークに減少傾向となっています。



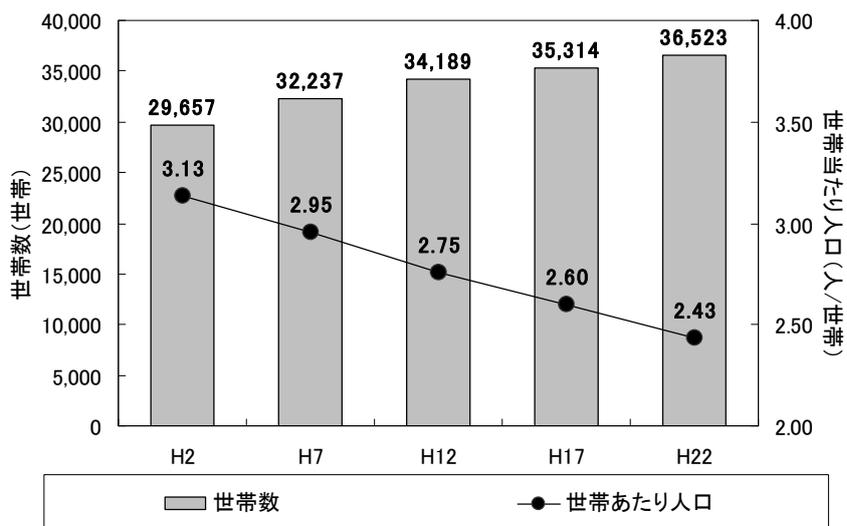
出典：国勢調査（平成2年～平成22年）

図 2-2 人口の推移

### (2) 世帯数

本市の人口が減少する一方で世帯数は増加しており、過去10年間で2,334世帯（6.4%）の増加となっています。

1世帯当たりの人口は年々減少し、平成22年で2.43人/世帯となっています。

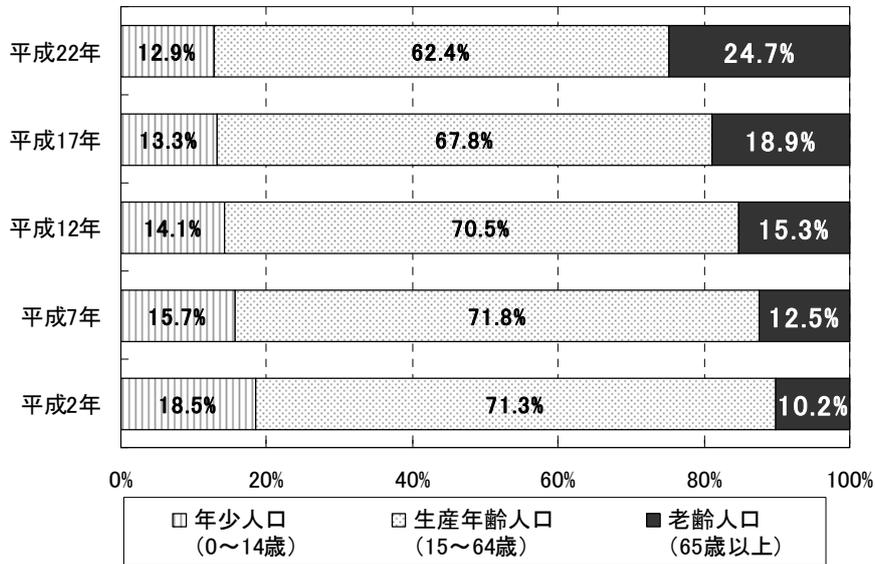


出典：奈良県推計人口（平成2年～平成22年）

図 2-3 世帯数の推移

### (3) 高齢者数

年齢階層別人口を見ると、高齢人口割合は増加傾向にあり、平成2年の10.2%から平成22年には24.7%と高齢化が急速に進んでいます。

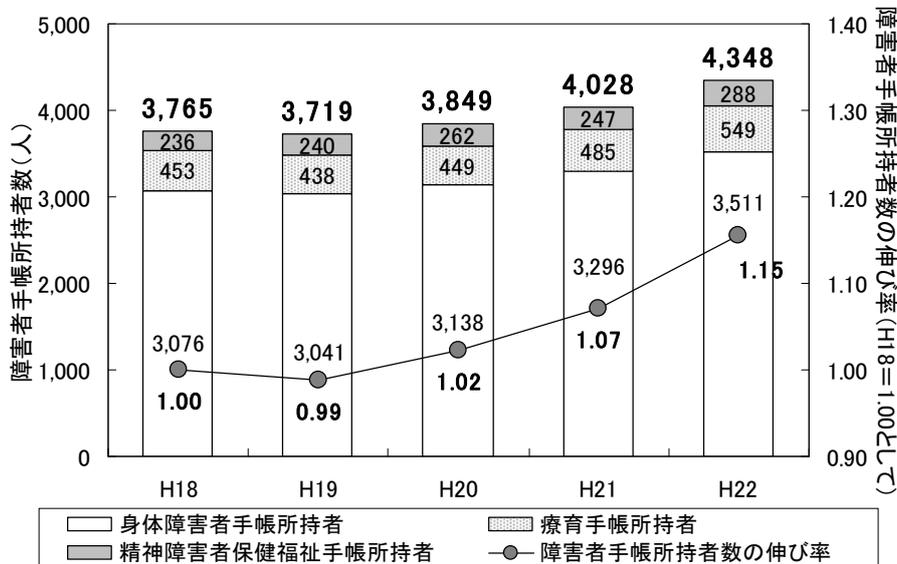


出典：国勢調査（平成2年～平成22年）

図 2-4 年齢階層別人口の推移

### (4) 障害者数

障害者手帳所持者数の推移を見ると、平成18年から平成22年までの伸び率は1.15と、増加傾向にあります。今後、高齢化等に伴い障害者の数が増加していくことが想定されます。



出典：大和郡山市

図 2-5 障害者手帳所持者数の推移

## 2-3 鉄道駅と施設の立地状況

大和郡山市内には JR（西日本旅客鉄道株式会社）2 駅、近鉄（近畿日本鉄道株式会社）5 駅の計 7 駅が立地します。1 日の乗降客数は、近鉄ファミリー公園前駅を除く 6 駅で、1 日 3,000 人以上となっています。最も乗降客数が多いのは近鉄郡山駅です。バリアフリー状況でみると、7 駅中 5 駅は概ねバリアフリー整備が進んでいます。

また市内の主要な公共施設の立地状況をみると、近鉄郡山駅から JR 郡山駅にかけて公共施設が集中しています。

表 2-1 鉄道駅の状況

	駅名	1日の乗降者数 (単位:人)	経路の状況		トイレ			主な周辺施設
			駅入口 ～ 改札口	改札口 ～ ホーム	車いす 対応	オスト メイト	ベビー ベッド	
JR	大和小泉 <sup>(*)</sup>	16,046	◎	◎	あり	あり	あり	・地域交流館「やすらぎ」 ・片桐支所 ・片桐地区公民館
	郡山	9,940	◎	◎	あり	あり	あり	・大和郡山市役所 ・大和郡山市社会福祉会館 ・中央公民館・市立体育館 (三の丸会館) ・やまと郡山城ホール (文化会館・武道館) ・大和郡山市立図書館 ・大和郡山市市民交流館 等
近鉄	近鉄郡山	20,422	◎	◎	あり	あり	あり	
	九条 <sup>(*)</sup>	4,856	◎	◎	あり	あり	あり	・九条スポーツセンター ・県立奈良東養護学校 ・県立奈良養護学校 ・奈良医療センター
	筒井	8,348	◎	◎	あり	あり	あり	・南部公民館 ・大和郡山市西池グラウンド ・県立盲学校、聾学校
	平端	4,269	◎	△	あり	なし	なし	・昭和支所 ・昭和地区公民館
	ファミリー公園前	374	◎	○(大和西大寺方面) △階段(樫原方面)	なし	なし	なし	・浄化センター公園

◎：駅員または介助者なしで移動可能

○：最小人数の駅員または介助者で移動可能

△：数名の駅員または介助者が必要

注1) JRの1日の乗降者数は「奈良県統計年鑑平成22年度版」より1日の乗車人員総数を2倍した。近鉄の1日の乗降者数は「奈良県統計年鑑平成22年度版」より1年の乗車人員総数を365日で割り2倍した。

注2) JRの「経路の状況」・「トイレの状況」はHP「JRおでかけネット」、近鉄の場合はHP「近鉄電車ご利用案内・沿線情報」をもとに作成。

注3) (\*：住みよい福祉のまちづくり条例適合証交付施設)



## 2-4 バス

大和郡山市内の路線バスは、奈良交通株式会社が運行しています。市内の主要なバス路線は、近鉄郡山駅を起終点とした矢田寺等各方面、市南部の国道 24 号（横田町付近）から王寺駅、JR 奈良駅及び近鉄奈良駅を結ぶ路線です。なお、最も運行本数が多い路線は、近鉄郡山駅及び JR 郡山駅からイオンモール大和郡山間を結ぶ 2 路線となっています。

また、大和郡山市では、市内の主な公共施設等を結ぶコミュニティバスを、3 路線運行しています。

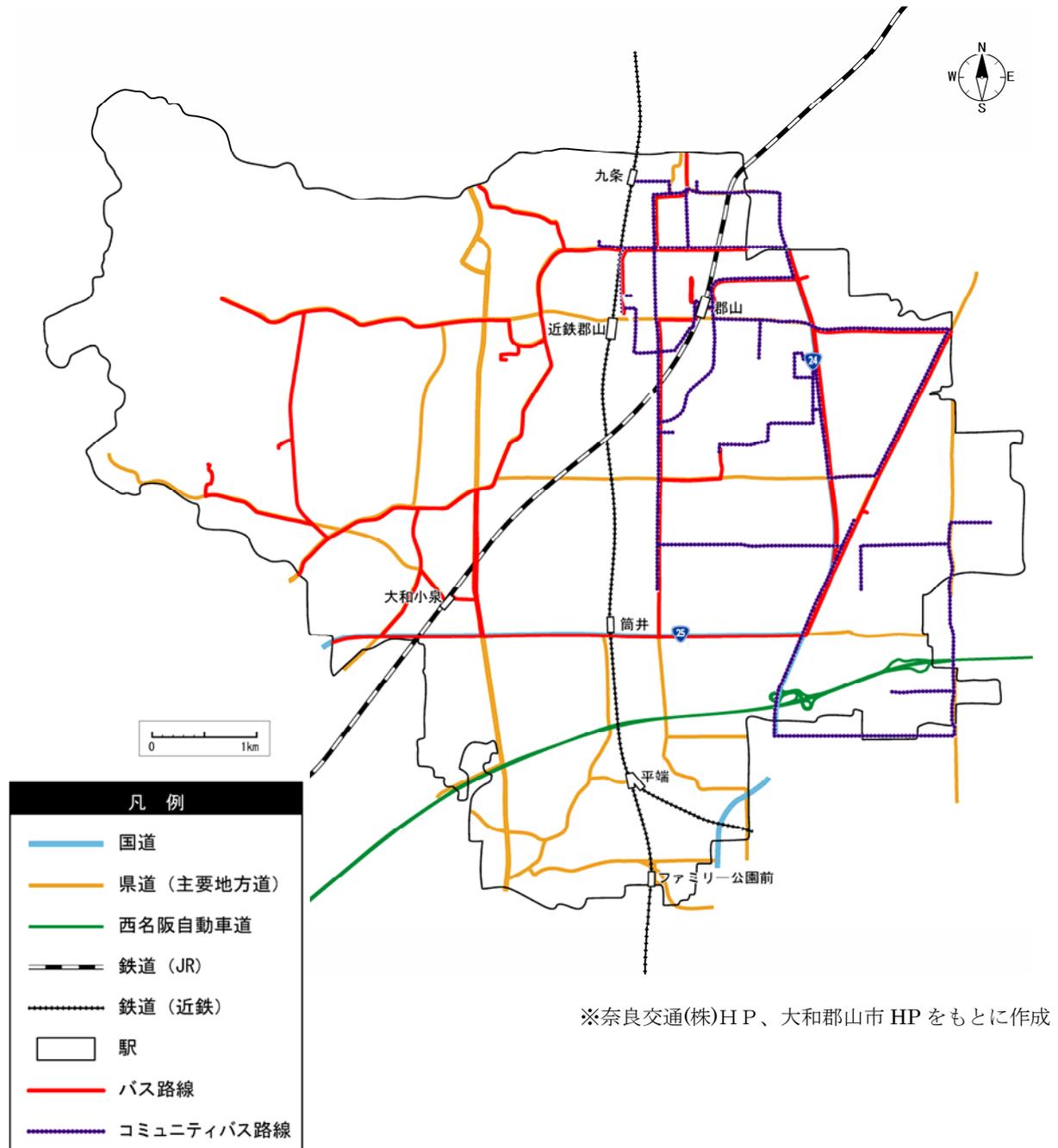


図 2-7 市内のバスネットワーク

## 2-5 まちづくりの方向性

平成21年3月に策定された「大和郡山市都市計画マスタープラン」では、「悠久の歴史が育むにぎわい・快適・まごころ創造都市 大和郡山」をまちづくりの目標とし、都市づくりや地域づくりの方針が定められています。

### (1) 将来都市構造

大和郡山市の特性を活かしつつ、市全体の都市の発展に向けた姿を示すものであり、将来の土地利用や土地基盤に関する都市整備の方針の基本となるものです。

既存の商業、業務機能が集積している JR・近鉄郡山駅周辺は、市の中心拠点となる「都市核」と位置づけられています。また、郡山城跡周辺は「歴史・文化核」、「緑核」となっています。

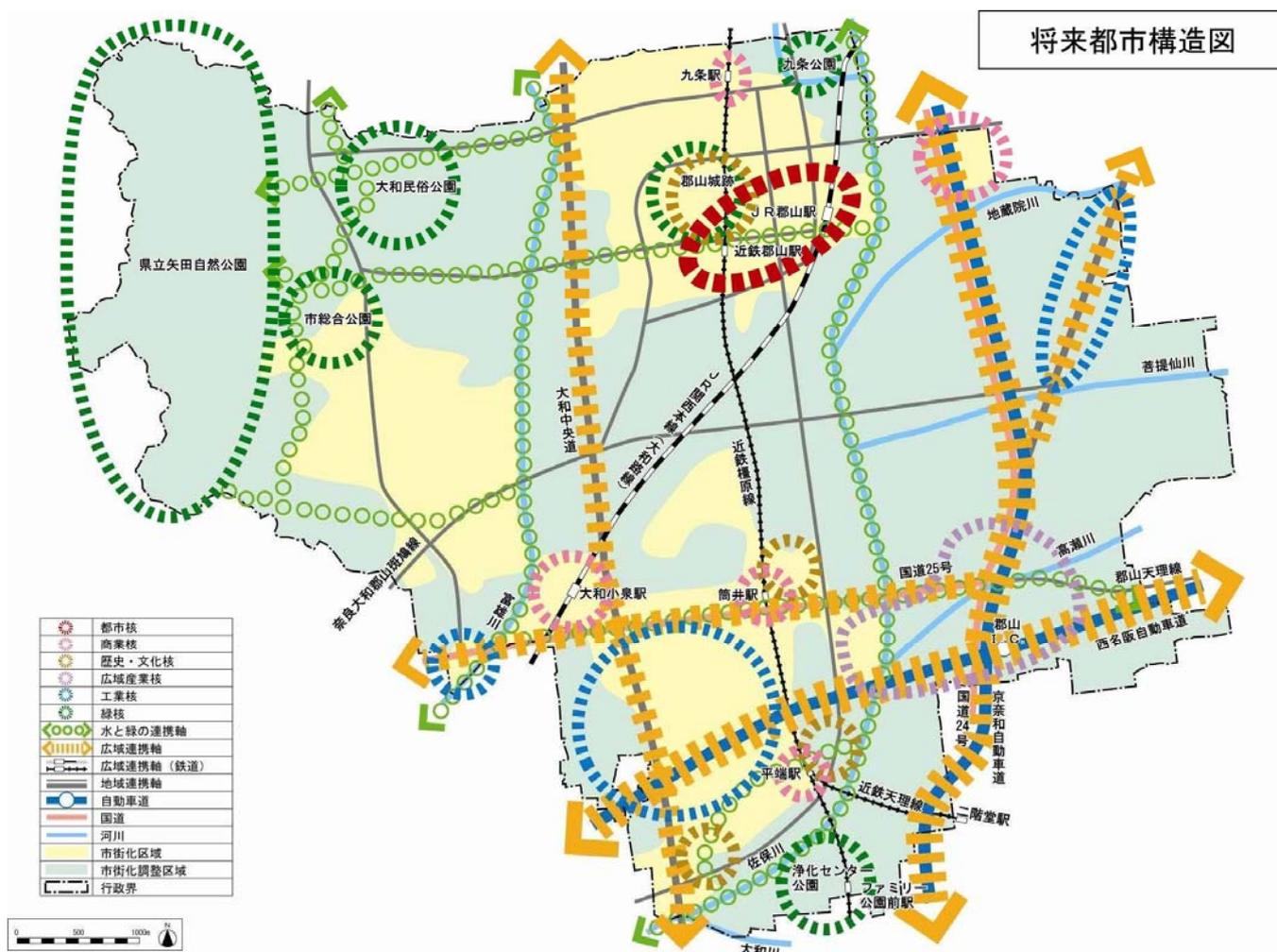


図 2-8 将来都市構造図

出典：大和郡山市都市計画マスタープラン

(2) 地域づくりの方針

市街化の進行状況、土地利用の状況等を考慮しつつ、「大和郡山市第3次総合計画」との整合を図ったうえで、市内が5つに地区区分され、それぞれの都市づくりの方針が示されています。

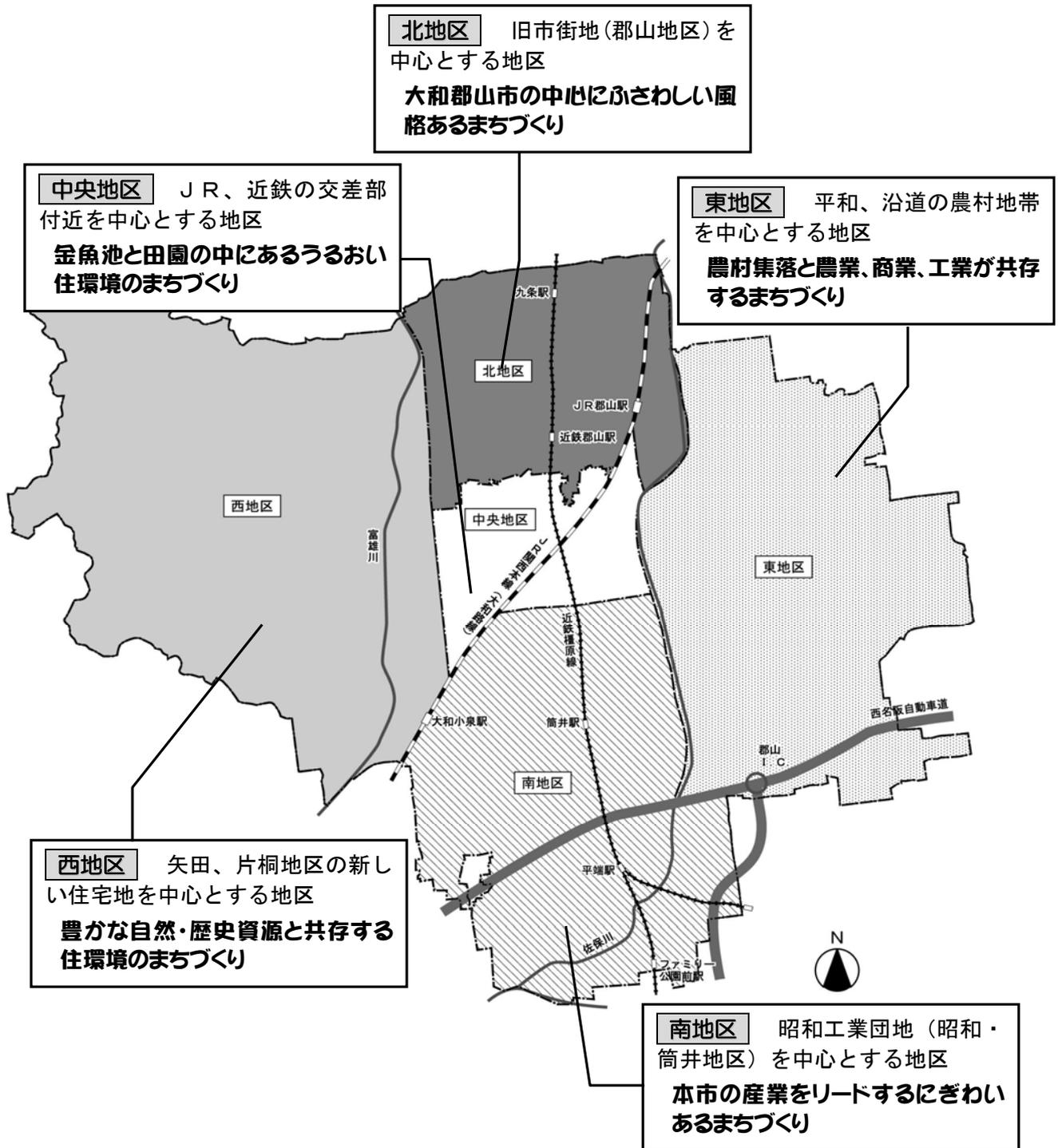


図 2-9 地域別構想の概要

出典：大和郡山市都市計画マスタープラン

## 2-6 障害者の市内の移動等に関する主な課題

大和郡山市内における移動時のバリアに関して、障害者を対象にヒアリング調査を実施しました。その結果を、以下に整理します。

表 2-2 障害種別の移動時の課題

種別	主な特徴	移動時の特徴的な課題
肢体不自由	<p>上肢や下肢の切断、機能障害、脳性マヒの方がおられます。移動については杖、松葉杖、義足、自力走行、電動の車いすを使用される方がいます。また、脳の損傷を受けた方の中には身体マヒや機能障害に加え、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定などを伴う方もいます。</p> <p>【主な特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動に制約のある方もいる</li> <li>・ 文字の記入が困難な方もいる</li> <li>・ 体温調節が困難な方もいる</li> <li>・ 話すことが困難な方もいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 狭い歩道や、車道と歩道の段差、路面のデコボコ、きつい勾配等が車いすの自走や介助時に大きな障害となっています。</li> <li>■ 障害の状況に応じたトイレの設備の充実が求められました。</li> <li>■ 自家用車等で移動をされている方が多くおられました。そのため、駐車場や駐車スペースの充実が求められました。</li> </ul>
視覚障害	<p>全く見えない方と見えづらい方がいます。また特定の色がわかりにくい方もいます。</p> <p>【主な特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人で移動することが困難</li> <li>・ 白杖を使う際は地面のデコボコを読み取って移動している</li> <li>・ 音声を中心に情報を得ている</li> <li>・ 文字の読み書きが困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 形状や色が基準に基づく、適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置が求められました。</li> <li>■ 音声や点字による案内の充実の要望がありました。</li> <li>■ 車止め、電柱、自転車といった歩道上の障害物と衝突する危険性が指摘されました。</li> <li>■ 蓋のない側溝への転落の危険性が指摘されました。</li> <li>■ 歩道と民地・車道・横断歩道等の境界を明示してほしいとの意見がありました。</li> </ul>
聴覚障害	<p>全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。さらに、言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいます。</p> <p>【主な特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外見から分かりにくい</li> <li>・ 視覚を中心に情報を得ている</li> <li>・ 声に出して話せても聞こえているとは限らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駅、バス、施設内等での文字による案内の要望がありました。</li> <li>■ 緊急時や非常時への対応を危惧する意見がありました。</li> <li>■ 聴覚障害に対する理解の徹底や手話、筆談等のサービスの充実が求められていました。</li> </ul>
知的障害	<p>発達時期において脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある方です。肢体不自由を伴う方もいます。</p> <p>【主な特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい</li> <li>・ 人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいる</li> <li>・ 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる</li> <li>・ 一つの行動に執着したり、同じ質問をくりかえす方もいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ひらがな表記などわかりやすい案内が求められていました。</li> <li>■ 知的障害への理解や困った時への対応の充実が求められていました。</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備する際には当事者の意見を反映してほしいという要望がありました。</li> </ul>	

参考: 主な特徴: 「公共サービス窓口における配慮マニュアル障害者に対する心の身だしなみ (障害者施策推進本部)」

## 第3章 重点整備地区における基本方針

### 3-1 重点整備地区の設定

#### (1) 重点整備地区の要件

バリアフリー新法の基本方針に定められている重点整備地区の要件の概要を以下に示します。

#### **要件1：生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われている地区**

原則として生活関連施設のうち、特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね3以上あることが必要です。また、それらの施設が徒歩圏内に集積している地区としており、徒歩圏内の目安としては、おおむね、400ha未満となっています。

#### **要件2：生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区**

高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることが必要です。

#### **要件3：バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区**

都市機能として高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等が掲げられています。各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このような様々な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であることが求められています。

## (2) 重点整備地区の選定

重点整備地区の要件や市内のまちづくりの状況等をふまえ、「JR・近鉄郡山駅周辺地区」を重点整備地区として選定します。

### 重点整備地区：「JR・近鉄郡山駅周辺地区」

#### 要件1：生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われている地区

<選定理由>

##### 1) 市内でも乗降客数が多い2駅を含む中心市街地

近鉄郡山駅は市内で最も乗降客数が多い駅であり、JR郡山駅も3番目に多い駅です。この2駅を含む地区が大和郡山市の中心市街地を形成しています。

##### 2) 交通結節点

駅近くにはバスターミナルがあり、路線バスやコミュニティバスも発着し、公共交通の結節点となっています。

##### 3) 公共施設や歴史・文化施設が集積

駅周辺には、市民が多く利用する市役所、図書館、ホール等の公共施設や、郡山城跡を中心とする歴史・文化施設が集積しており、来訪者も多いことが想定されます。

#### 要件2：生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

<選定理由>

##### 1) 住民意向

平成18年11月に実施された住民アンケート調査<sup>(※)</sup>では、安心して歩ける歩道や歩行者空間の整備・充実を図ることが望まれています。また、今後のまちづくりについては、子どもからお年寄りまでが安全に安心して暮らし続けられることが望まれています。

##### 2) 地区の課題

平成19年2月に実施された住民懇話会<sup>(※)</sup>では幅員が狭く、歩道もない道路が多いという安全性の問題や、幹線道路の未整備区間もあり観光客にとってわかりにくい道路となっているという指摘がありました。平成21年2月に実施された住民懇話会<sup>(※)</sup>では、道路整備の重要性や案内標識の整備ができていないことが指摘されました。

(※：大和郡山市都市計画マスタープラン検討時に実施)

#### 要件3：バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

<選定理由>

##### 1) 都市核としての位置づけ

大和郡山市都市計画マスタープランでは、都市核として位置づけられています。また、高次の商業・業務や各種サービス機能を担うセンターゾーンとして、基盤整備と連動した土地の高度利用を促進し、にぎわいと交流あふれる拠点づくりを進めることとしています。

##### 2) 中心市街地のまちづくり

商店街の活性化やにぎわいの創出だけでなく、居住者にとって生活利便施設の整った住みやすいまちとなっていることから、今後も子どもから高齢者まで安全に安心して、快適に暮らしていける地区、住みたくなる、住み続けたい地区をめざしています。

## 3-2 地区の特性

### (1) 地区の現況

- ・ 近鉄郡山駅、JR郡山駅周辺には商業・業務機能が集積し、市の中心的な市街地を形成しています。
- ・ 郡山城周辺には旧城下町の歴史的なまちなみが残っていますが、道路が狭く、木造建築物が密集しているところが多くなっています。
- ・ 地区内にある郡山城跡は公園として整備されており、風致地区に指定されています。また、お城の外堀を活かした、「外堀緑地」が整備されています。
- ・ 地区のほとんどが市街化区域となっており、中心市街地周辺においても、住宅地等が形成され、既に市街化が進んでいます。

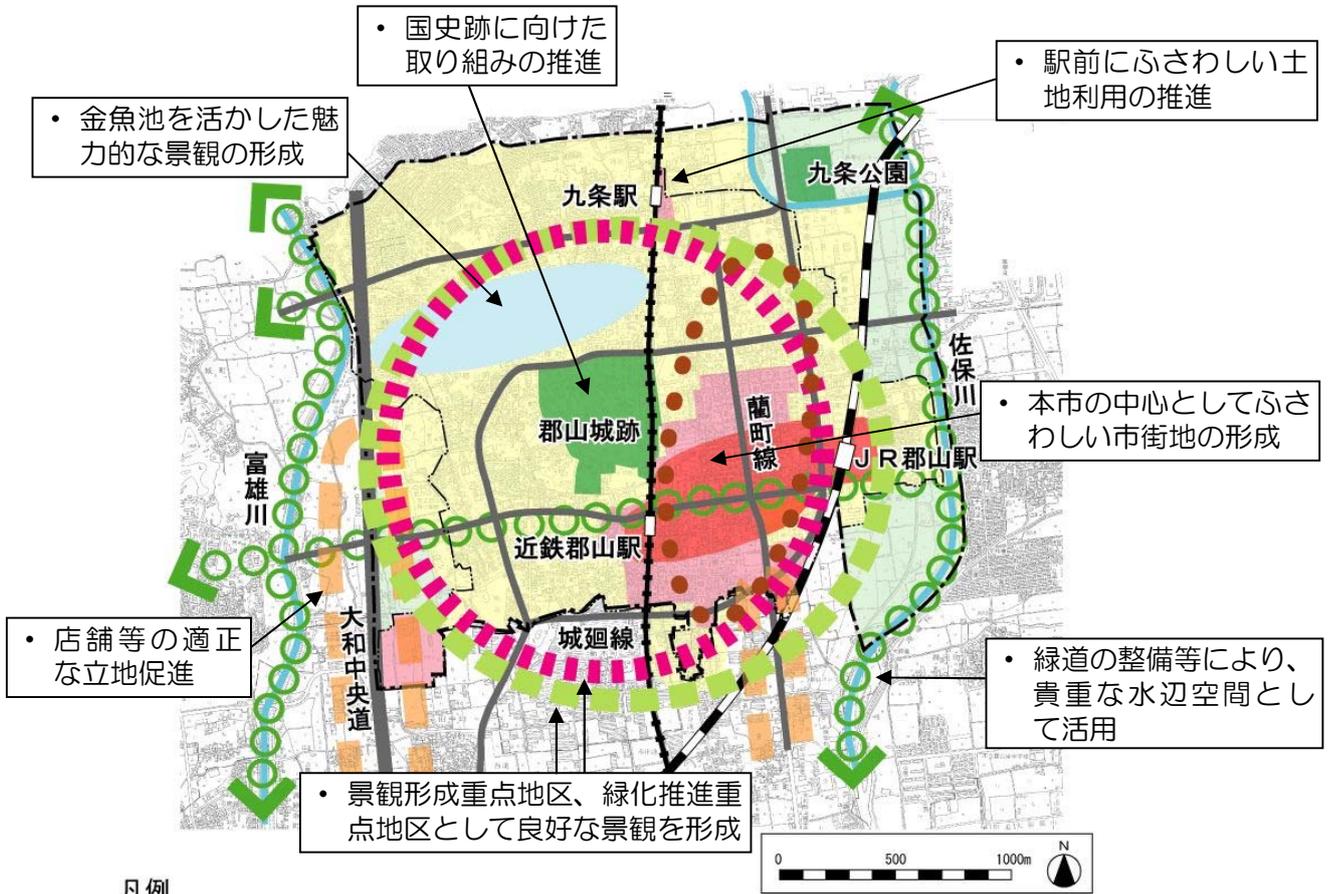


撮影：平成 22 年 5 月（大和郡山市）

(2) 関連計画・事業

1) 地域別構想

「大和郡山市都市計画マスタープラン」では「北地区」として位置づけられ、「大和郡山市の中心にふさわしい風格あるまちづくり」を将来像として、まちづくりの目標や方針が設定されています。



凡例

景観形成重点地区		良好な景観形成を図る地区
緑化推進重点地区		重点的な緑化を図る地区
歴史的街並み地区		歴史的街並み地区
水と緑の連携軸		河川等を活かしたネットワークの形成を図る軸
住宅ゾーン		良好な住環境の形成を図るゾーン
農業・集落ゾーン		集落環境の形成を図るゾーン
公園・緑地ゾーン		計画的な公園・緑地の形成を図るゾーン
センターゾーン		市の中心として商業・集客等の機能集積を図るゾーン
商業サービスゾーン		商業系施設の立地誘導を図るゾーン
沿道複合ゾーン		施設立地の適正な指導・誘導を図るゾーン
金魚池ゾーン		金魚池を保全するゾーン
河川		
道路		広域幹線道路、地域幹線道路、地域内道路
鉄道		JR、近鉄線
市街化区域		

出典：大和郡山市都市計画マスタープラン

図 3-1 「北地区」の整備方針

## 2) 重点地区（中心市街地）のまちづくり

中心市街地（近鉄郡山駅～JR郡山駅周辺）は、歴史的・文化的資源や商業・業務系の土地利用が集積し、大和郡山市の中心的な市街地と位置づけられます。そのため、都市計画マスタープランでは、特に重要な地区（重点地区）として、まちづくりのあり方の具体的な検討が行われました。

### ■中心市街地のまちづくりの方向性

#### 商店街が元気で、多くの住民や観光客でにぎわう、歴史が生きる快適中心市街地

##### ① 住み良さ、まちなぎわいの向上

- ・道路空間の整備（まちなぎわいを高める、安心して歩け、歩いて楽しいまちづくり/まちなみ環境整備）等

##### ② 歴史的資源の保全・再生・活用

- ・郡山城の活用（例：国史跡への取り組み、城内各設備の整備ほか）
- ・歴史資源にマッチしたまちなみ景観整備（歩いて楽しいまちづくり）

##### ③ 道路環境の向上

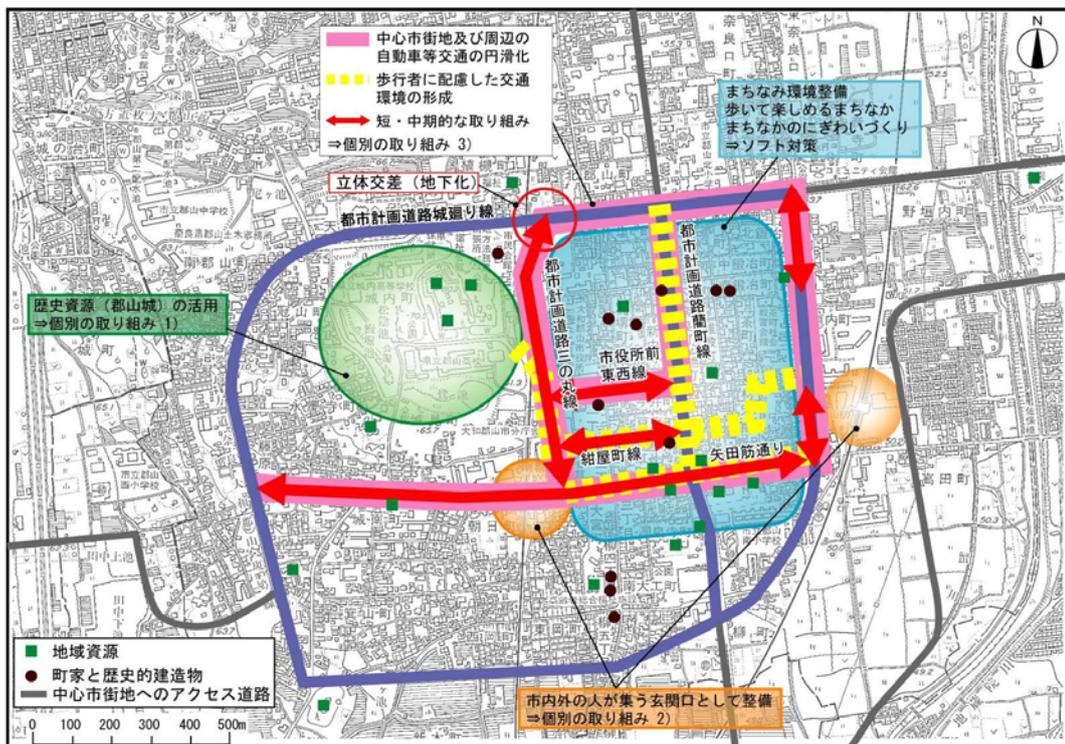
- ・道路空間の整備（中心市街地及び周辺の自動車交通の円滑化、公共交通との連携、居住者も観光客も安心して安全に歩けるまちづくり）

##### ④ 公共交通の利便性向上

- ・市の玄関口としての整備（例：近鉄郡山駅周辺整備の検討、まちなか回遊バスの導入検討）

##### ⑤ 市民協働のまちづくりの実践

- ・市民・地域主体の取り組み（商店街との連携ほか、各種ソフト事業）



出典：大和郡山市都市計画マスタープラン

図 3-2 取り組みイメージ

### 3) 城廻り線の整備計画

都市計画道路城廻り線は、大和郡山市の市街地部を環状にネットワークする道路です。城下町特有の、狭く一方通行の道が多い旧市街地の交通事情等を考慮し、市街地の車両侵入防止等、全体的な道路ネットワークに基づき設計されました。

#### ① 奈良県

藪町線との交差点（北郡山交差点）から枚方大和郡山線との交差点までの間の約900mを計画区間として、本線を地下化する事業計画が進められています。この整備により、近鉄橿原線による踏切渋滞の解消が図られ、地上部では歩道が広がり、歩きやすい道路になります。

#### ② 大和郡山市

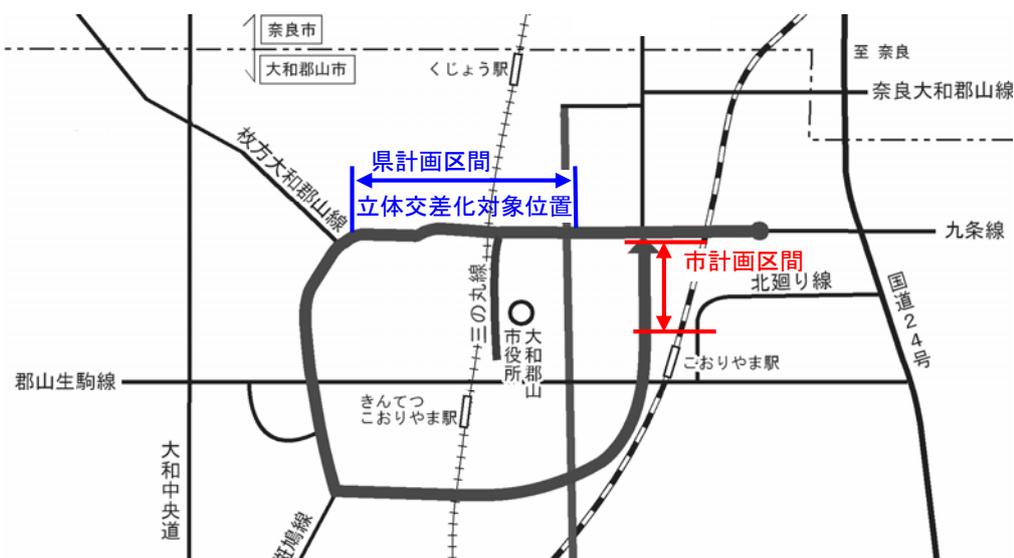
市北部からJR郡山駅へのアクセス道として、また駅周辺のまちづくりの一環として整備を進めていきます。これにより安全な避難路の形成、延焼防止機能の確保、また緊急輸送道路として、防災機能の向上も期待できます。

#### 【奈良県計画区間の整備概要】

- ①規格と設計速度：第4種第2級 V=40km/h
- ②車線数と車線運用：2車線
  - ◇通過交通は、地下利用。（踏切は立体交差）
  - ◇沿道等に入出入りする交通は、側道利用。（踏切は平面交差）
- ③幅員構成
  - ◇本線：車道幅員（3.0m）・路肩幅員（0.5m）
  - ◇側道：全幅5.0m（車道3.0m、路肩1.5・0.5m）
  - ◇歩道：北側（2.5m：車椅子同士がすれ違うことが出来る幅員を確保）  
南側（3.5m：自転車歩行者道）

#### 【大和郡山市計画区間の整備概要】

- ①規格と設計速度：第4種第1級 V=50km/h
- ②車線数と車線運用：4車線
- ③幅員構成
  - ◇本線：車道幅員（3.25m）・路肩幅員（0.5m）
  - ◇歩道（両側）：自転車歩行者道（4.0m）



(3) 地区内のバリアフリーに関する主な課題や問題点

1) 調査の実施

基本構想の検討への参加機会の創出と、意見を幅広く基本構想へ反映するために各種調査を実施しました。

表 3-1 基本構想の検討に伴い実施した調査一覧

調査内容	目的	実施概要
アンケート調査	住民の移動全般のバリアフリーに対する意識やニーズの全体的な傾向を定量的に把握するために実施。	実施期間： 10月末～11月11日頃 調査規模：無作為550部 高齢者団体50部 結果：169部回収(回収率：28%)
ヒアリング調査	アンケート調査やワークショップでは十分な意見を言うことが困難な障害者を対象に、移動時に感じる問題や課題についての詳細な意見を収集するために実施。	実施日：9月7～9日 実施団体：手をつなぐ育成会、肢体不自由児・者父母の会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会
ワークショップ	JR・近鉄郡山駅周辺にどのようなバリアがあるのか、障害者、住民、高齢者等と共に意見交換をしながら、詳細な意見を幅広く収集するために実施。	実施日：10月27日(木) 場所：市役所4階・会議室 方法：グループで意見交換 参加人数：市民等22名
駅利用者 ヒアリング調査	基本構想の趣旨が、駅から駅周辺の施設への移動円滑化であることをふまえ、駅利用者の意識や移動特性を把握するために実施。	実施日：11月8日(火) 場所：近鉄・JR郡山駅 方法：対面式聞き取り調査 結果：59部を回収
タウン ウォッチング	移動の円滑化を図っていく施設や経路を中心に現地点検を行い、具体的な整備検討のための基礎資料とするために実施。	実施日：12月2日(金) 方法：3グループ程度にわかれて、重点整備地区内の経路や施設等を現地調査 参加人数：32名
子育て世代への 調査	移動弱者でもある子育て世代(未就学児の保護者)の移動等のバリアを収集するために実施。	実施日：12月22日(木) 方法：子育てグループに意見を記入する調査票を配布。91部配布し、48部回収。

## 2) アンケート調査の結果概要

### 〈鉄道駅〉

- ・ 全般的に鉄道駅の評価は高い傾向にありますが、近鉄郡山駅の評価がやや低い傾向でした。
- ・ 改善要望では、「トイレ」や「案内設備」が高い傾向でした。

#### ■ 駅の移動円滑化に対する評価

##### JR 郡山駅

64.1%が「大変満足している」・「満足している」と回答しており満足度は高いです。

##### 近鉄郡山駅

43.1%が「満足している」、29.2%が「あまり満足していない」・「まったく満足していない」と回答しています。

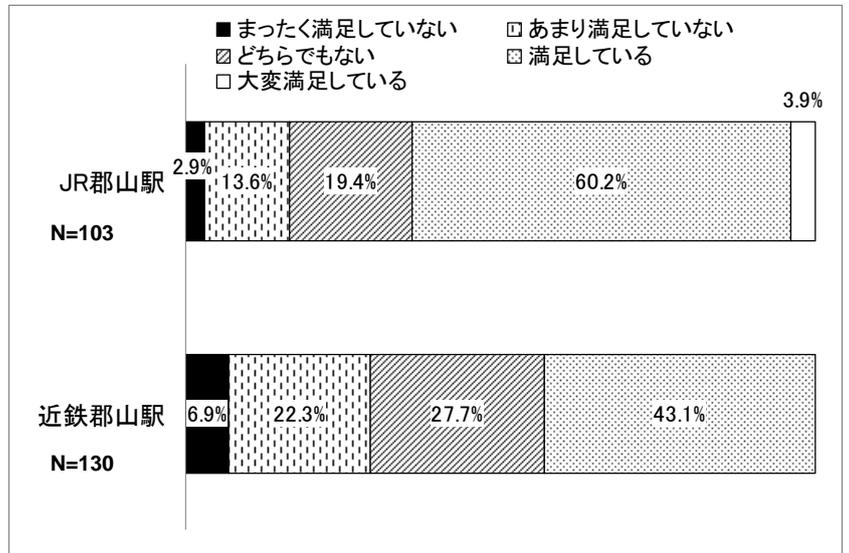


図 3-3 駅の移動円滑化に対する評価

#### ■ 駅の改善要望

##### JR 郡山駅

41.8%が「特にない」と回答していますが、次いで「トイレ」・「案内設備」が21.4%と多くなっています。

##### 近鉄郡山駅

「トイレ」の改善要望が39.0%と最も高くなっています。

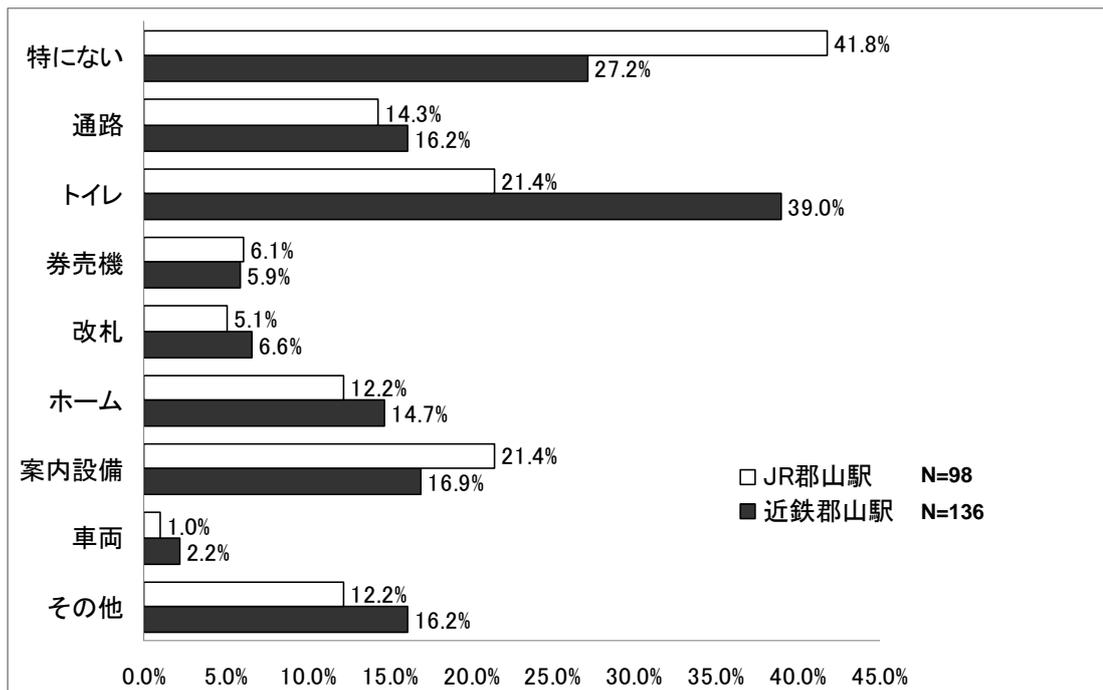


図 3-4 駅の改善要望

〈バス〉

- ・ バス利用時に改善してほしい項目は、「バス停施設の利便性」が53.7%と最も多く、次いで「バス車両の乗りやすさ」48.4%、「運行情報の案内」33.7%と続きました。
- ・ 地区内の主なバス停のうち、最もバリアフリー化の要望が高いバス停は、「近鉄郡山駅（バスターミナル）」でした。

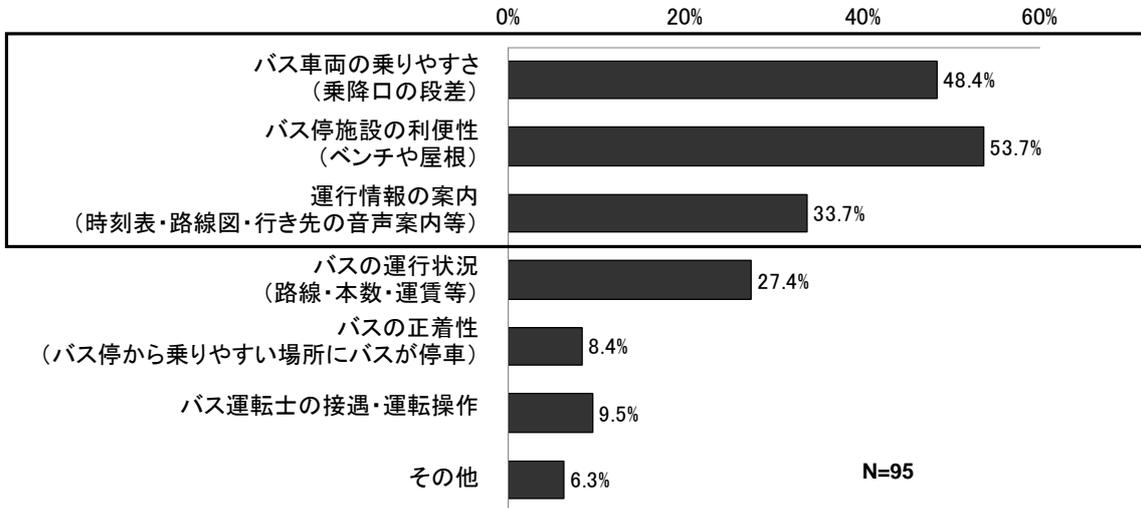


図 3-5 バス利用時の改善要望

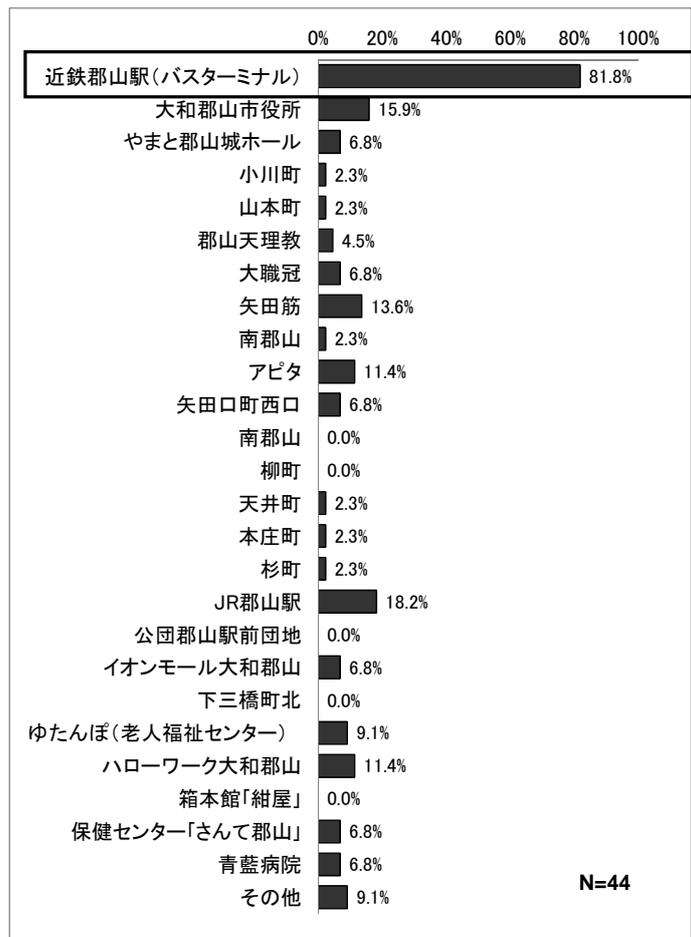


図 3-6 バリアフリー化を要望するバス停

## 〈タクシー〉

- ・ 誰もがタクシーを利用しやすくするための改善方策について、47 の意見をいただきました。

### ■意見の内容

- 「乗務員のマナーやサービスの向上」(意見数：15)
- 「タクシー料金の見直し・割引サービス」(意見数：10)
- 「近鉄郡山駅周辺の改善」(意見数：7)
- 「事業者のサービス向上」(意見数：6)
- 「タクシー乗り場の改善」(意見数：5)
- 「バリアフリーに配慮した車両の導入」(意見数：4)

## 〈経路〉

- ・ 大和郡山上三橋線が、最も利用者が多く、またバリアフリー化要望の高い路線でした。特に、近鉄郡山駅から JR 郡山駅間の要望が高くなっています。
- ・ 次いで三の丸線も利用者が多く、バリアフリー要望が比較的高い路線となっています。

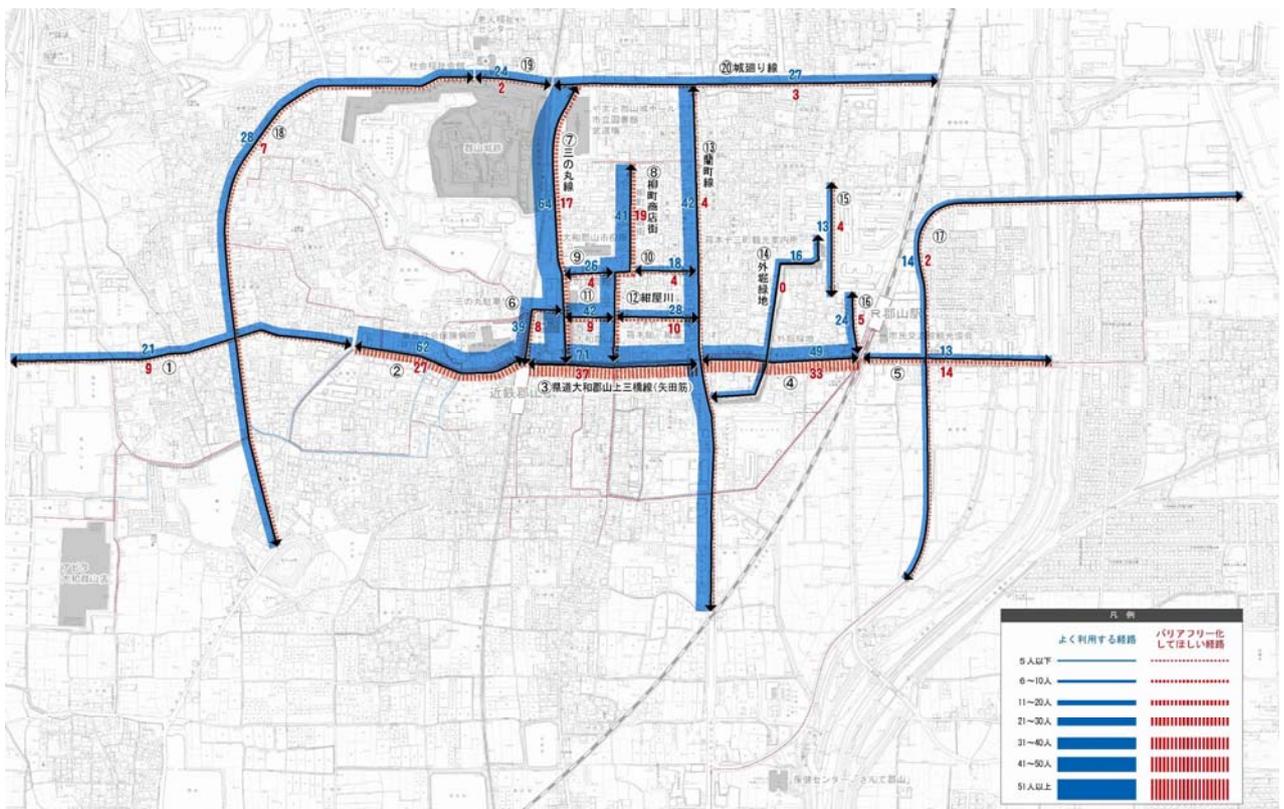


図 3-7 よく利用する経路・バリアフリー化してほしい経路

〈施設〉

- ・ バリアフリー化を要望する施設として最も多いのが「大和郡山市役所」で、次いで「三の丸駐車場」と「西友大和郡山店」が続きます。
- ・ 各施設では、出入口やトイレの整備が求められています。

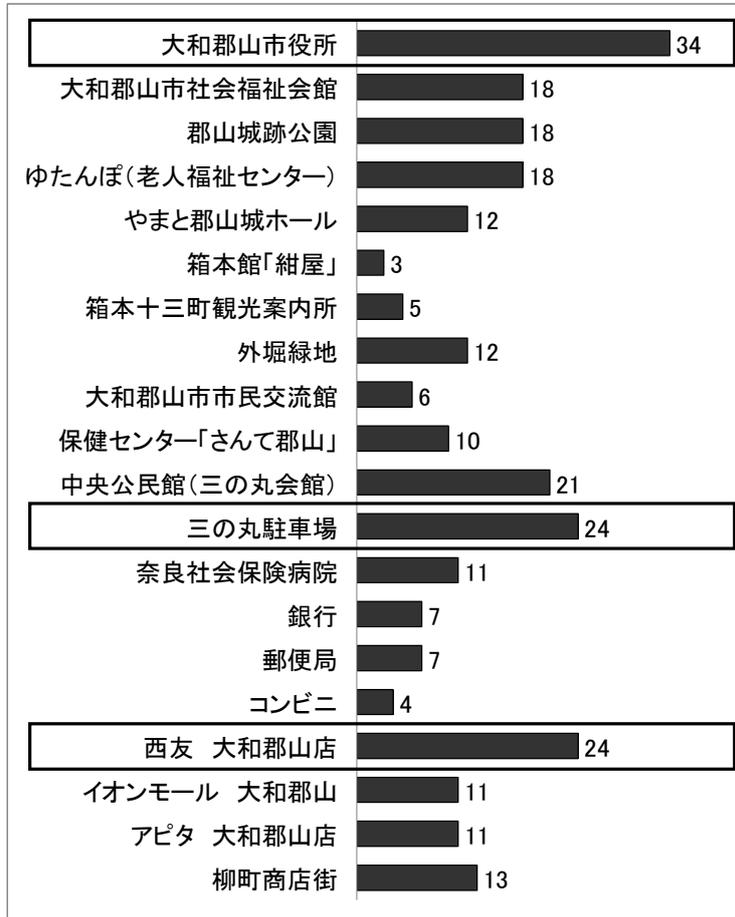


図 3-8 バリアフリー整備を要望する施設

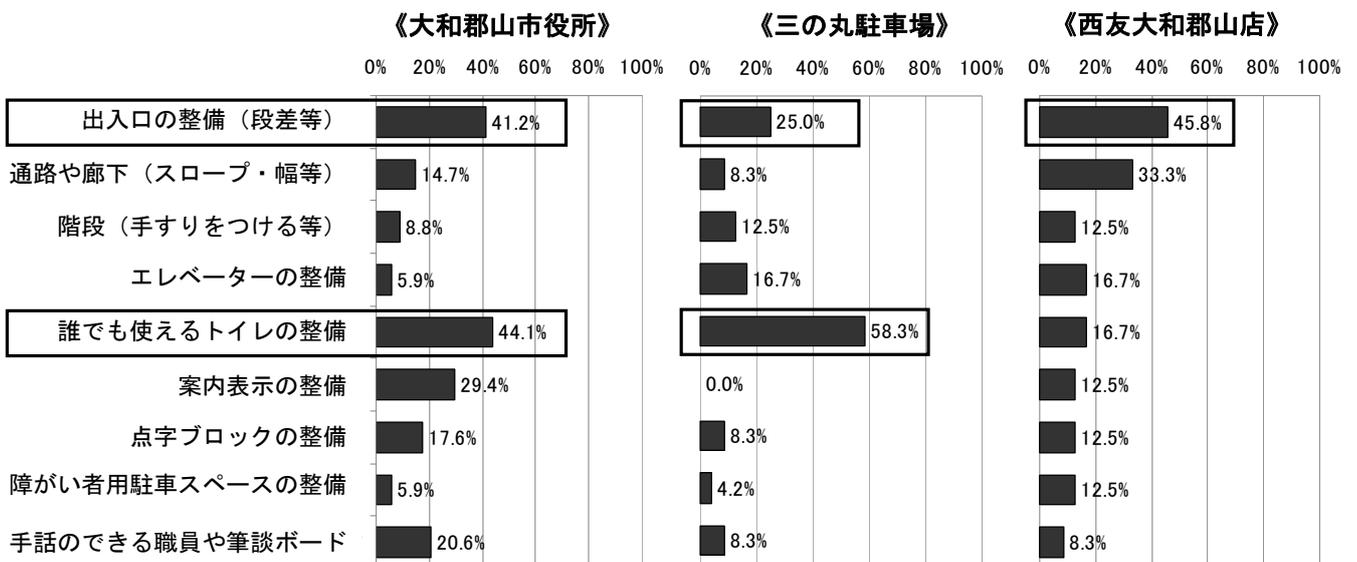


図 3-9 施設の改善要望

### 〈心のバリアフリー〉

- ・ 利用者の理解不足の状況では、「歩道を走行するルールやマナーを守らない自転車」が 64.1%と最も多く、「点字ブロックの上に自転車や看板などを放置」が 43.7%と続き、自転車の不適切な利用が移動のバリアになっていることが想定されます。
- ・ 「一般車両の車いす用駐車スペースへの駐車」も 43.0%と高い結果となりました。

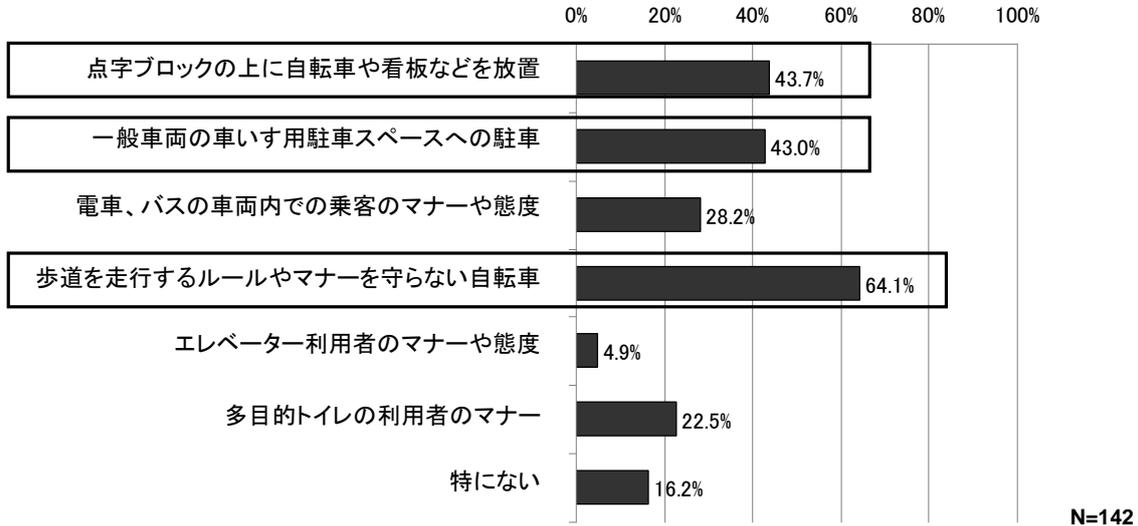


図 3-10 利用者の理解不足の状況

- ・ 「心のバリアフリー」推進に向けて実施が適切と思われる取り組みは、「市内のバリアフリーの状況をまとめたマップの作成・配布」が 33.5%と最も高く、次いで「学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入」29.2%、「バリアフリーに対する啓発や PR 活動」27.3%、「バリアフリー整備に当事者の意見を反映するしくみ」25.5%となっています。

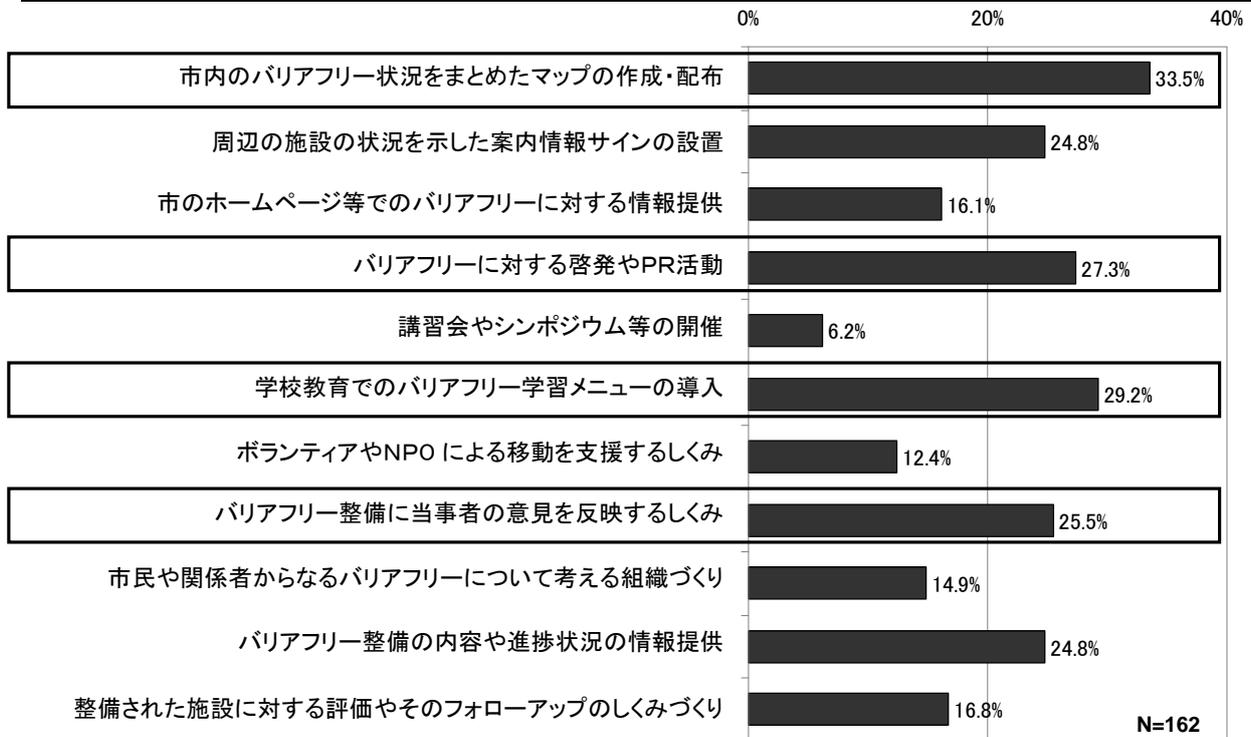


図 3-11 「心のバリアフリー」推進へ向けて実施が適切と思われる取り組み

### 3) 地区内の主な課題や問題点

ヒアリング調査、ワークショップ、タウンウォッチング等から得られたJR・近鉄郡山駅周辺の主な課題や問題点について、以下に示します。

#### 〈鉄道駅〉

##### 【駅共通】

###### ○案内・情報提供

- ・ 電光掲示板等の文字案内をしてほしい。
- ・ ひらがなや大きい字の表示、案内を増やしてほしい。
- ・ 近鉄・JRのホームの情報案内が不足している。
- ・ 聴覚障害者は事故などの非常時の情報が入手しにくい。

##### 【近鉄郡山駅】

###### ○移動円滑化された経路

- ・ 東側改札出口にはスロープが一つしかないので、階段を改善してほしい。
- ・ 駅構内の下りホームのスロープ。以前設置してあった誘導ブロックがなくなったので、視覚障害者のために何らかの誘導対策をしてほしい。
- ・ 駅構内の下りホームのスロープはガタガタしている。もう少し緩やかにしてほしい。

###### ○ホーム

- ・ 視覚障害者はホームから転落の危険がある。
- ・ ホーム上に柱が多い。

###### ○トイレ

- ・ トイレが片方のホームにしかないので両方のホームにほしい。
- ・ 反対側のホームにいてもトイレが利用しやすいようにトイレの位置をかえてほしい。
- ・ 大人のオムツも換えられるような多目的シートを設置してほしい。
- ・ 車いす用トイレは広くて良い。

###### ○案内・情報提供

- ・ 音声情報だけでなく、聴覚障害者に配慮した文字情報等の案内を充実してほしい。  
(例：駅構内で線路を横断する踏切が音声のみ・券売機で切符をとり忘れても音声でしか案内がない・電車の遅延理由がわからない)
- ・ プリペイドカードを買える券売機にも点字表示をしてほしい。

###### ○介助・接遇

- ・ 駅員と手話でコミュニケーションがとれない。
- ・ 駅員の方がトイレの中まで案内してくれるが、男性のため頼みにくい時がある。



写真 3-1 東改札出口付近スロープの調査状況



写真 3-2 下りホームスロープ調査状況



写真 3-3 ホームの状況



写真 3-4 トイレの調査状況

## 【JR 郡山駅】

### ○ホーム

- ・ 視覚障害者はホームから転落の危険がある。
- ・ エレベーターが設置されたため、電光表示板が見えにくい場所がある。

### ○トイレ

- ・ 大人のオムツも換えられるような多目的シートを設置してほしい。
- ・ JR 郡山駅のトイレのトイレットペーパーの位置が悪く、届きにくい。(改善済み)

### ○案内・情報提供

- ・ 音声情報だけでなく、聴覚障害者に配慮した文字情報の案内を充実してほしい。(例：エレベーターが非常停止した際・電車の遅延理由がわからない)



写真 3-5 ホームの状況



写真 3-6 意見をふまえて改善済

## 〈駅周辺〉

### 【近鉄郡山駅周辺】

- ・ 近鉄駅前道路が狭く、交通量も多く、障害者だけでなく子供連れも危険。病院や買い物目的の人が多い。
- ・ 非常に危険なので抜本的な整備をしてほしい。



写真 3-7 近鉄郡山駅周辺の状況

### 【JR 郡山駅周辺】

- ・ 駅西側の歩道から駅前広場の連続性を確保してほしい。
- ・ きれいに整備されて良くなった。
- ・ JR 郡山駅の駅前広場の車道と歩道の間にはスロープがあるが、スロープ前に車が停車しており、スロープを利用できないことがある。



写真 3-8 駅西側付近の調査状況



写真 3-9 駅前広場東側の状況

## 〈バス〉

### ○車両

- ・ バスのステップを低くしてほしい。
- ・ ステップの高いバスがあり乗りにくい。
- ・ バスの車内でも電光掲示板を設置して文字情報を提供してはどうか。

### ○バスターミナル

- ・ バスターミナルを整備してほしい。
- ・ バスに乗降しにくい。
- ・ バスが指定の場所にとまらない時がある。
- ・ 通路の幅が狭い。
- ・ ベンチ等の待てる空間が少ない。
- ・ ベンチがあるため通路がせまい箇所がある。
- ・ どの乗り場に行けばよいかわかりにくい。
- ・ 近鉄駅からのアクセスが悪い。初めてきた人がよく迷っている。



写真 3-10 バスターミナルの調査状況

### ○案内・情報提供

- ・ ノンステップバスがいつ来るのかわからない。
- ・ わかりやすい案内（路線図・時刻表・料金表）にしてほしい。
- ・ バスロケーションシステムを導入してほしい。

### ○介助・接遇

- ・ バスが本来の場所に停車しないと、視覚障害者は乗車できない。
- ・ 運転手や他の乗客に気を使って車いすでは利用しにくい。
- ・ バスがバス停の近くに停車しない時がある。



写真 3-11 バスの正着状況

### ○運行等

- ・ 本数や路線を増やしてほしい。
- ・ 自家用車が利用できなくなった時には重要な交通手段。

## 〈案内表示〉

- ・ 視覚障害者に配慮した音声案内（視覚障害者誘導システム等）や聴覚障害者に配慮した情報提供（聴覚障害者用情報受信装置等）を充実してほしい。
- ・ 知的障害者や子どもに配慮して、サインにひらがな表記を行ってほしい。
- ・ 近鉄郡山駅からバスターミナルへの案内が不十分で来訪者が迷っている。
- ・ 手話のできる職員を増やしてほしい。
- ・ 障害の特性を理解して対応してほしい。
- ・ 緊急時や異常時の情報提供を充実してほしい。



写真 3-12 地区内に設置された案内サインの状況

## 〈施設〉

### 【大和郡山市役所】

#### ○移動円滑化された経路

- ・ 玄関前の視覚障害者誘導用ブロックが適切ではなく、一人では移動できない。
- ・ 警告用の看板が障害物になっている。
- ・ 玄関から歩道までの経路が、歩行者と自動車が交錯し危険。

#### ○エレベーター

- ・ エレベーターに音声案内や点字表示をつけてほしい。
- ・ 手すりや呼び出しボタンの位置が高い。
- ・ エレベーターかご内の奥行がせまい。
- ・ エレベーターが非常停止した際に、聴覚障害者に配慮した非常ボタンを設置してほしい。

#### ○トイレ

- ・ トイレに多目的シートを設置してほしい。
- ・ 一般トイレに洋式を増やしてほしい。
- ・ トイレに音声案内や点字表示をつけてほしい。

#### ○案内・情報提供

- ・ 音声案内（視覚障害者誘導システム等）や文字情報（聴覚障害者情報受信装置等）を導入してほしい。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックが適切に設置されていないところがある。
- ・ 障害者（視覚・聴覚・知的等）に配慮した案内をしてほしい。



写真 3-13 出入り口付近の調査状況



写真 3-14 経路の調査状況

### 【大和郡山市社会福祉会館】

#### ○エレベーター

- ・ エレベーターに音声案内や点字表示をつけてほしい。
- ・ エレベーターかご内の奥行がせまい。
- ・ エレベーターが非常停止した際に、聴覚障害者に配慮した非常ボタンを設置してほしい。

#### ○トイレ

- ・ トイレに多目的シートを設置してほしい。
- ・ 車いす用トイレを使いやすくしてほしい。
- ・ 多目的トイレの照明を自動で点灯するようにしてほしい。
- ・ 一般トイレに洋式を増やしてほしい。

#### ○案内・情報提供

- ・ 視覚障害者誘導システムや聴覚障害者情報受信装置等を導入してほしい。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックが適切に設置されていないところがある。
- ・ 障害者（視覚・聴覚・知的等）に配慮した案内をしてほしい。

#### ○その他

- ・ 施設内の照明が全体的に暗い。
- ・ 現在の立地は場所が悪い。駅の近くの利便性の高い場所に移設してほしい。



写真 3-15 エレベーターの調査状況



写真 3-16 多目的トイレの調査状況

### 【三の丸駐車場】

#### ○身障者用駐車マス

- ・ 出入口近くにあるため、後続車に気を使う。
- ・ 利用しようと思ったら、ポールが設置してあった。
- ・ 駐車マスが狭い。(改善済)
- ・ エレベーターから遠い。
- ・ 事前に係員に車いす利用者であることを伝えると、誘導、交通整理をしてくれた。
- ・ 全体的に傾斜しているため一人で移動するとき車いすが流されてこわい。

#### ○トイレ

- ・ トイレの案内がわかりにくい。トイレがあることを知らなかった。
- ・ 薄暗くて少し怖い。

#### ○案内・情報提供

- ・ 駐車場の料金支払い機で、機械のトラブルがあっても、音声のみの情報であるので聴覚障害者はわからない。文字情報でも教えてほしい。



写真 3-17 身障者用駐車マスの調査状況



写真 3-18 車いすでの利用状況

### 【西友大和郡山店】

#### ○エレベーター

- ・ エレベーターに乗る経路の途中に、開閉式のドアがあり、重くて利用できない。
- ・ エレベーターに音声案内や点字表示をつけてほしい。
- ・ 店内にエレベーターの場所がわかる案内板を設置してほしい。

#### ○放置自転車

- ・ 西友前に放置自転車が多い。
- ・ 自転車置き場が有料のため、きちんととめていない人もいる。



写真 3-19 エレベーターの調査状況



写真 3-20 店舗前の駐輪状況

## 〈歩道〉

### 【歩道全般】

- ・ 歩道がない道路が多く危険である。歩行者が安全に移動できるようにしてほしい。
- ・ 歩道の幅員が狭い、幅が連続していないといった区間があり車いす、ベビーカー等での移動が困難。
- ・ 歩道にデコボコや段差が多い。
- ・ 歩道が波打っている。
- ・ 歩道の横断勾配がきつい。
- ・ 坂道が急な区間がある。
- ・ ガタガタして歩きにくい舗装がある。白杖で視覚障害者誘導用ブロックとの区別がつかない。
- ・ 歩道上の障害物（電柱、車止め、放置自転車、看板等）に衝突する危険がある。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックがない。あっても適切に設置されていない。
- ・ 視覚障害者が歩道と車道の境目がわかるように、わずかで良いので段差をつけてほしい。
- ・ 自転車でどこを走ったらよいのかわからない。
- ・ スピードを出す自転車がこわい。歩行者と自転車を分離してほしい。
- ・ 幅のあるグレーチングだと隙間に白杖がはまってしまうことがある。
- ・ 側溝には蓋をつけてほしい。

### 【大和郡山上三橋線】

- ・ 幅が狭く、自動車、自転車、歩行者が混在し、危険で歩くことができない。
- ・ 溝があるので、車をよける時にこわい。蓋をつけてほしい。
- ・ 柵をつける等で歩行空間を確保してほしい。
- ・ 視覚障害者が電柱等に衝突しないように配慮してほしい。



写真 3-21 大和郡山上三橋線の調査状況(1)



写真 3-22 大和郡山上三橋線の調査状況(2)

### 【奈良大和郡山斑鳩線】

- ・ 坂道なので自転車がこわい。（南側歩道）
- ・ 雨の日に緑色の舗装が滑りやすい。（南側歩道）
- ・ 北側の歩道が狭い。グレーチングが歩きにくい。
- ・ 踏切があり自動車が渋滞することが多い。



写真 3-23 奈良大和郡山斑鳩線の調査状況  
(南側歩道)



写真 3-24 奈良大和郡山斑鳩線の調査状況  
(北側歩道)

### 【近鉄三の丸線・三の丸線】

- ・ 歩道がガタガタしている。
- ・ 歩道と車道の上に段差がある。
- ・ 幅員が狭い区間がある。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックが老朽化している。
- ・ 西友から南側の区間が、段差やデコボコが多い。
- ・ 西友北側の横断歩道が、東側によっているため、視覚障害者は位置を見失ってしまう。



写真 3-25 近鉄三の丸線の調査状況(1)



写真 3-26 近鉄三の丸線の調査状況(2)



写真 3-27 三の丸線の調査状況(1)



写真 3-28 三の丸線の調査状況(2)

### 【三の丸2号線】

- ・ 歩道が波打っている。
- ・ 歩道の幅員が狭い区間がある。



写真 3-29 三の丸2号線の状況

### 【三の丸今井材木線】

- ・ 市役所前の歩道が狭い。
- ・ 市役所から駅方面への連続性がよくない。  
横断歩道を設置してはどうか？



写真 3-30 三の丸今井材木線の調査状況

### 【紺屋東西北線・紺屋東西南線】

- ・ 視覚障害者は川への転落の危険がある。
- ・ 夜間が危険である。
- ・ 車がたくさん通って危ない。
- ・ 大和郡山市のシンボルである。



写真 3-31 紺屋川沿いの調査状況

### 【城廻り線(外堀緑地北門から JR 郡山駅方面)】

- ・ 車止めがあり視覚障害者はよくぶつかってしまう。
- ・ 歩道がガタガタしている。
- ・ 歩道と車道間に段差がある。
- ・ 点字ブロックがない。



写真 3-32 城廻り線の調査状況(1)



写真 3-33 城廻り線の調査状況(2)

### 【新紺屋豆腐藪本線・大和郡山広陵線】

- ・ 整備されてよくなったが、視覚障害者は車止め用のポールにぶつかってしまう。
- ・ スピードを出して走行する自転車がかわい。



写真 3-34 大和郡山広陵線



写真 3-35 新紺屋豆腐藪本線

## 【踏切】

### ○近鉄郡山駅北側（九条第 12 号踏切）

- ・ 踏切に自動車、自転車、歩行者が集中して横断するのがこわい。
- ・ 踏切がデコボコしていて古いので、他の踏切のように整備してほしい。
- ・ 視覚障害者は踏切から線路に落ちそうになる。

### ○城ホール方面から郡山高校方面（九条第 10 号踏切）

- ・ 踏切がデコボコしていて、車イス用の車両は車高が低いため、底をすってしまう。



写真 3-36 九条第 12 号踏切の調査状況



写真 3-37 九条第 10 号踏切の調査状況

## 〈信号・交差点〉

### ○信号・交差点全般

- ・ 音響信号は、渡りにくいところに設置してほしい。
- ・ 視覚障害者が歩道と横断歩道の境界がわかるようにしてほしい。
- ・ 耳が不自由だと信号のない交差点の横断がこわい。
- ・ 信号の色が見えにくい箇所がある。
- ・ 信号の待ち時間を表示してほしい。

### ○信号の改善

- ・ 新紺屋町交差点を音響信号にしてほしい。
- ・ 市役所東側の信号の青信号の時間を延長してほしい。

### ○信号設置の要望

- ・ 城ホール北側の横断歩道、城ホール西側の横断歩道、箱本館東側の横断歩道、JR 西側りそな銀行前の横断歩道 等



写真 3-38 市役所前交差点の調査状況



写真 3-39 横断歩道(城ホール北側)の調査状況



写真 3-40 横断歩道(JR 郡山駅西)の調査状況

## 〈公園〉

### 【外堀緑地】

- ・ 北門にバイク等の進入防止の車止めがあり、車いすが通りにくい。しかし、撤去するとバイクの進入が危惧される。
- ・ 橋の横に車いすやベビーカーが通りやすい通路を設けてはどうか。
- ・ 夜間の照明が暗い。



写真 3-41 外堀緑地の調査状況

## 〈心のバリアフリー〉

- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーションの方法を周知してほしい。
- ・ 歩道の移動が困難なため自動車を利用する障害者も多い。
- ・ 障害者にもわかりやすい案内を充実してほしい。(音声対応、文字情報等)
- ・ バス停に点字の時刻表があることを知らなかった。バリアフリーの取り組みを障害者にも周知してほしい。
- ・ 障害者やバリアフリーに対する理解を深めてほしい。
- ・ スピードを出して走る自転車がこわい。
- ・ 放置自転車が白杖にぶつかる。
- ・ 身障者用駐車マスに一般車が駐車している。
- ・ 身障者用駐車マスにコーンが設置されていて、利用しにくい。
- ・ 子どもに対するバリアフリー教育が重要。
- ・ 公共交通の介助、接遇スキルの向上をお願いしたい。
- ・ 手話のできる職員の配置等をお願いしたい。
- ・ バリアフリー整備時には完成してから意見を求めるのではなく、修正のきく段階で当事者の意見を聞いてほしい。

### 3-3 移動等円滑化の基本的考え方

#### (1) 基本理念

## 人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり

～安全・安心、快適な移動の確保をめざして～

大和郡山市に多くの人が集まり、すべての人が安全に安心して、快適に暮らせる活気のあるまち、互いに助け合う心配りのあるまちを創るため、市民・事業者・行政が互いに協働して、ハード面とソフト面の取り組みをバランスよく推進していきます。

#### ●まちの整備の方向性（ハード面）

本市においては人口減少社会を見据え、地域の個性である豊かな自然環境や歴史・文化などを十分に活かし、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町」の指標のとおり、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちをめざしています。そのため、魅力ある市街地を形成し、にぎわい、活力ある都市づくりを進めるため、誰もが共に平等に、安全・安心・快適で自立した社会生活が送れ、まちの魅力が高まるようにバリアフリー化を推進します。特にバリアフリー新法の趣旨に則り、移動に関わる旅客施設、車両、歩行空間、公園、建築物等についての整備を、重点的かつ一体的に行います。なお整備にあたっては、平常時の昼間だけでなく、夜間や悪天候時も含め、様々な状況を考慮したきめ細やかなバリアフリーを検討します。

#### ●心のバリアフリーの方向性（ソフト面）

市民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、互いに助け合う心配りのあるまち、来訪者へのおもてなし精神あふれるまちを実現するため、啓発、教育、人的支援等の取り組みを継続的に行います。

#### ●進め方（実施体制）

協働のまちづくりを推進するため、市民・事業者・行政が互いに協働しながら、横断的な連携を十分に図りつつ、バリアフリーを推進していきます。

## (2) 基本方針

### 方針 1：生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

生活関連施設等において年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設づくりに取り組みます

### 方針 2：安全・安心、快適に移動できる空間の確保

誰もが安全に安心して歩くことができる歩行者の移動の安全性向上のため、歩道の改修、信号や視覚障害者誘導用ブロックの整備に取り組みます。歩道の未整備区間については、道路幅員や周辺環境を考慮し、歩車共存の道路空間づくりを進めます。

### 方針 3：交通環境の利便性の向上

鉄道やバスの公共交通機関において、誰もが安心して利用できる交通環境の整備を進めます。

### 方針 4：誰もがわかりやすいまちづくり

初めて大和郡山市を訪問する来訪者も含め、誰もがわかりやすい案内表示の設置や情報提供・発信等を図ります。

### 方針 5：心のバリアフリー推進のまちづくり

どんなにハード整備が進んでも、利用者の配慮の有無で、十分に活用されない事もあります。市民一人ひとりが互いに尊重し、譲り合い、助け合う心を育て、バリアフリーのまちづくりをめざします。

---

\*ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。(障害者基本計画：平成 14 年 12 月)

### (3) 整備の方針

#### 方針 1：生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

##### [全体]

- ・ トイレの利便性向上（多目的シート・洋式トイレ等）
- ・ 歩道と出入口部の連続性の確保
- ・ 障害者等にも配慮した駐車場の整備、改善
- ・ 案内・情報提供の充実（音声案内・文字案内・手話等含む）
- ・ 非常時の情報提供方策の検討（特に聴覚障害者）

##### [駅舎]

- ・ 移動円滑化された経路の改善
- ・ ホームの安全性の向上
- ・ トイレ等の駅施設の改善

##### [市役所]

- ・ 歩道と出入口部の連続性の確保

##### [社会福祉会館]

- ・ トイレ、エレベーター等の改善

##### [三の丸駐車場]

- ・ 車いす用駐車マスの改善

##### [商業施設等]

- ・ バリアフリーな出入口への改善

#### 方針 2：安全・安心、快適に移動できる空間の確保

##### [道路]

- ・ 溝蓋の改修
- ・ 舗装不良箇所の修繕
- ・ ポールや電柱等の見直し
- ・ 歩行者と自動車の共存方策の検討
- ・ 夜間、悪天候時にも配慮したきめ細やかな整備

##### [歩道]

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの新設、改修
- ・ デコボコや段差のある歩道の改修
- ・ 歩きやすさや雨天時を考慮した路面舗装への改修

##### [交通施設]

- ・ 安全に横断できる交差点への改良

#### 方針 3：交通環境の利便性の向上

##### [バスターミナル]

- ・ 利用しやすいバスターミナルへの改善
- ・ 駅とバスの乗り継ぎのしやすさの向上（案内の改善等）
- ・ わかりやすい情報、案内方策の検討

##### [近鉄郡山駅周辺]

- ・ 駅周辺の安全性確保方策の検討

##### [車両]

- ・ バリアフリー車両の導入

#### 方針 4：誰もがわかりやすいまちづくり

- ・ すべての人にわかりやすいサイン（ひらがな併記等）の整備の検討
- ・ 点字、音声、文字案内の充実や、移動支援のための環境づくり等、障害者等に配慮した案内の検討

#### 方針 5：心のバリアフリー推進のまちづくり

- ・ バリアフリーに関連した啓発活動（自転車、車いす用駐車スペースの利用マナー）
- ・ バリアフリー教育の推進（学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入等）
- ・ 市民、事業者、行政が協働するしくみづくり
- ・ バリアフリー整備の内容や進捗状況の情報提供（バリアフリーマップの作成・配布等）
- ・ 整備に対する評価やそのフォローアップ（当事者の意見を反映するしくみ）

## 第4章 重点整備地区の位置・区域

### 4-1 重点整備地区の考え方

基本構想を策定するにあたり、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路をそれぞれ設定する必要があります。

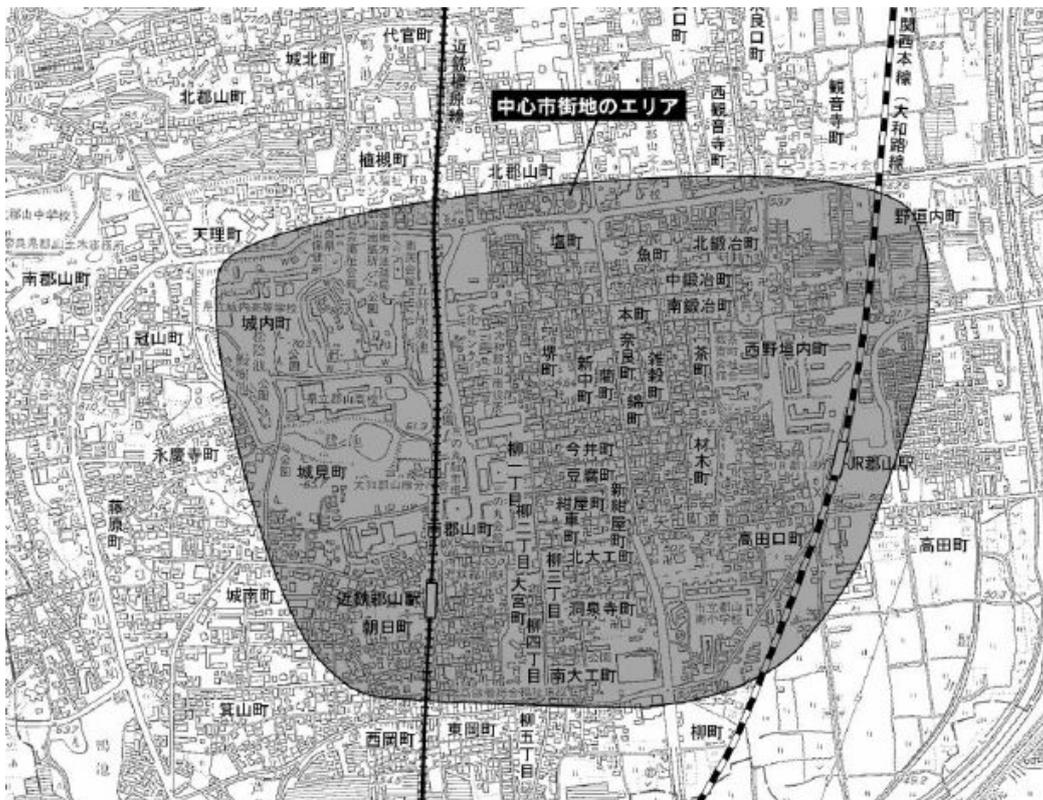
重点整備地区は、大和郡山市のバリアフリー化に関わる事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区であり、範囲の検討にあたっては、以下の事項を勘案しました。

#### 考え方1：公共施設等の生活関連施設を含む徒歩圏

新法に定められている重点整備地区の要件の1つとして、「生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区である」ことが定められています。そのため、生活関連施設を含む徒歩圏（半径約1kmの範囲）として設定しました。

#### 考え方2：中心市街地のエリアを含む

都市計画マスタープランではJR郡山駅、近鉄郡山駅周辺を「中心市街地」として、まちづくりにおいて特に重要な地区として定めています。移動等の円滑化の促進に向けたバリアフリー化は、まちづくりと一体的に実施することが望まれることから、「中心市街地」として設定されているエリアを包括した範囲を設定しました。



出典：大和郡山市都市計画マスタープラン

図 4-1 「都市計画マスタープラン」に記載されている中心市街地のエリア

#### 4-2 重点整備地区の範囲

重点整備地区を図4-2に示す、約210haの範囲としました。

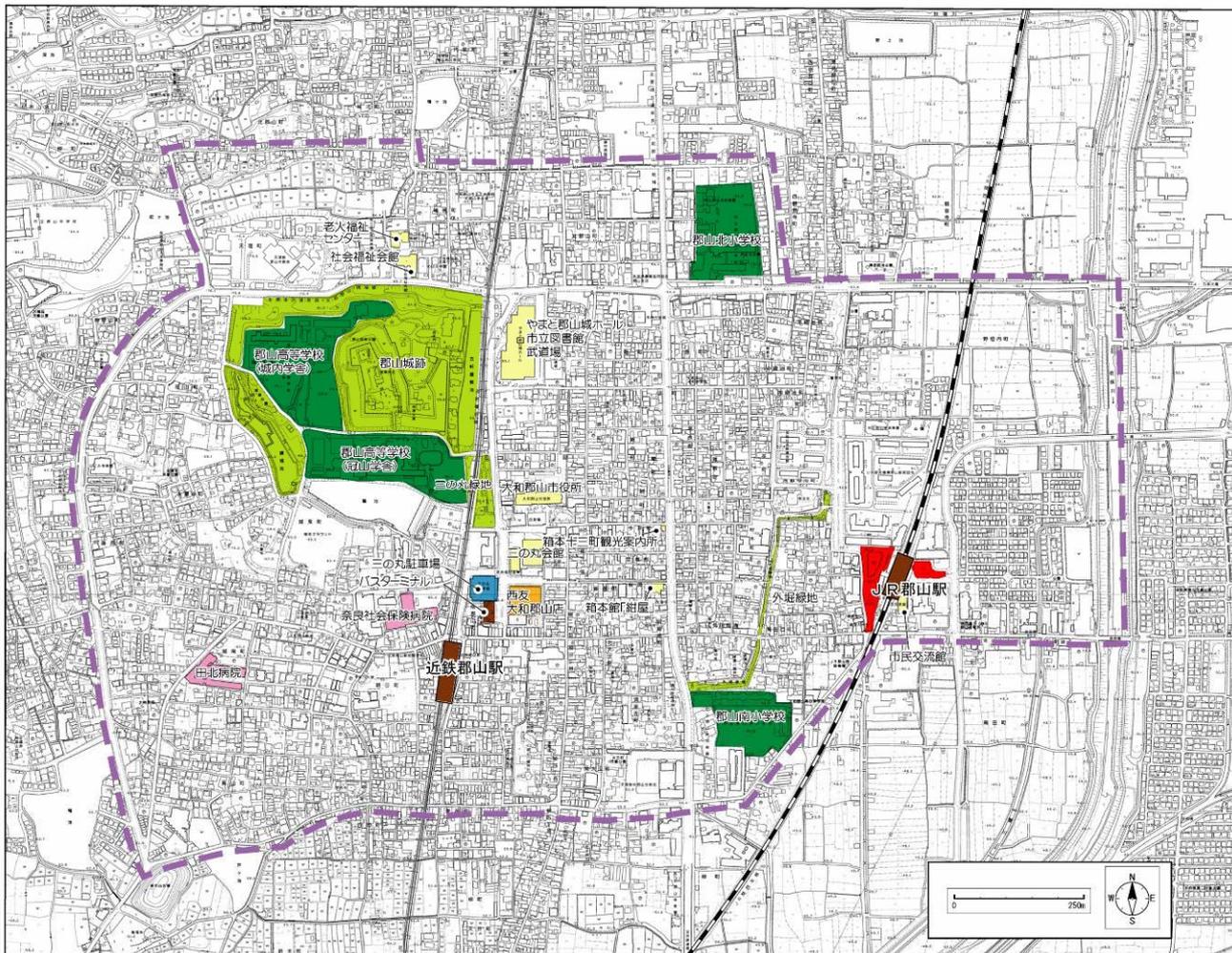


図 4-2 重点整備地区の範囲

## 第5章 生活関連施設・生活関連経路の設定

### 5-1 生活関連施設

#### (1) 生活関連施設の考え方

##### <生活関連施設>

●バリアフリー新法では、「高齢者、障害者等が日常生活または、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を対象としています。

(バリアフリー新法第2条 第1項 第21号イ)

\* 特定事業の実施は義務づけられていません。

#### 考え方1：常に多数の人が利用する施設

旅客施設、官公庁、文化施設等は高齢者や障害者等のほか、妊産婦や乳幼児連れなど様々な人が利用する用途の施設であり、生活関連施設としての優先度は高いです。また、公共施設を率先的に生活関連施設に位置付けることにより、民間事業者や住民の意識啓発を行うなど、地域の移動等円滑化を牽引することが重要です。

なお、アンケート調査等により、利用頻度の高い施設を調査したため、選定にあたってはその結果を活用しました。

#### 考え方2：高齢者、障害者等が常時利用する施設

高齢者、障害者が多く利用する福祉施設等は、生活関連施設としての優先度が高いです。

#### 考え方3：緊急時の避難を考慮し、防災マップに記載されている施設

避難所、二次的避難所（避難所だけでは避難者を十分に収容できない時に指定）、広域避難地（大災害や大地震などが発生した時に、多くの人が避難のため集まることができる大きな空き地があるところ）に指定されている施設を生活関連施設とし、平常時だけではなく、緊急時の移動の円滑化にも配慮します。また、市民からも利用頻度が高いとの指摘があった病院については、救急告示病院を対象としました。

## (2) 生活関連施設の選定

生活関連施設として選定した施設と考え方を示します。

表 5-1 生活関連施設

分類	生活関連施設	選定理由
旅客施設	JR郡山駅・近鉄郡山駅・バスターミナル	バリアフリー新法で対象としている施設であり、公共交通を利用した移動等の円滑化を図る必要があります。
公共施設	大和郡山市役所・やまと郡山城ホール（文化会館・武道館）・大和郡山市立図書館・中央公民館・市立体育館（三の丸会館）・大和郡山市市民交流館・大和郡山市こどもサポートセンター・箱本十三町観光案内所・箱本館「紺屋」	不特定多数の市民や来訪者が日常的に利用します。また、災害時避難場所となっている施設もあります。
	大和郡山市社会福祉会館・ゆたんぼ（老人福祉センター）	福祉施設として、障害者や高齢者が日常的に利用します。
学校	郡山北小学校・郡山南小学校・郡山高等学校	災害時避難場所や二次的避難場所となっています。
公園	郡山城跡	市のシンボルとして市民の憩いの場であり、多くの来訪者が訪れます。また広域避難地に設定されています。
	外堀緑地	緑地の一部を、東西の移動経路の一つとして活用します。
駐車場	三の丸駐車場	近鉄郡山駅周辺に訪れる市民が日常的に利用し、障害者にとって不便であるという意見が多く出されました。
商業施設	西友大和郡山店	市民が利用する施設として改善要望が多く出されました。
病院	奈良社会保険病院・田北病院	病院を利用する市民が多く、救急告示病院に指定されています。

## 5-2 生活関連経路

### (1) 生活関連経路の考え方

バリアフリー新法では、生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」として定義しています。経路の検討にあたっては、以下の事項を勘案しました。

#### 考え方1：より多くの人を利用する経路を選定

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人などの利用頻度が高い経路や市民が多く利用する経路を優先的に選定します。

#### 考え方2：歩行空間のネットワークを確保

地区内の回遊性などに配慮し、重点整備地区内の歩行空間のネットワークが確保されるように配慮します。

#### 考え方3：将来的なまちづくりをふまえた経路を設定

本地区は、大和郡山市の歴史的背景から、細街路が網の目状にはりめぐらされ、早期の歩道設置や歩道拡幅といった整備が困難な経路が多くあります。しかし、経路の道路機能・役割を考慮し、将来的なまちづくり計画等の機会をとらえて整備を検討することが必要な路線についても、経路として設定します。

##### 社会福祉会館への経路



[対応方針]

[意見・現状等]

- ・近鉄郡山駅方面から社会福祉会館への経路として城廻り線が利用されています。
- ・城廻り線の横断方策、渋滞解消、歩道のバリアフリー化の要望が多数出されました。
- ・本線を地下化する事業計画が進められており現状の課題が解決される予定です。

■事業完了までの間も実施可能な取り組みは積極的に行っていきながら、駅から社会福祉会館までの連続したバリアフリー空間の確保をめざします。

#### 考え方4：暫定措置として、安全に移動できる経路を確保

市民の要望が高い経路の中には、早期の抜本的な改善が困難な経路、都市計画道路として事業が予定されている経路等があります。これらの経路については中・長期的な対応を行うだけでなく、暫定的な措置として短期的に実施可能な措置を行い、安全に移動できる経路を極力確保するように努めます。

##### 大和郡山上三橋線



[対応方針]

[意見・現状等]

- ・地区内の東西を結ぶ幹線の一つです。
- ・交通量が多く歩行者、自転車、自動車が交錯し危険であるという意見が多数出されました。
- ・これらの課題を抜本的に解決するためには用地買収等による道路の拡幅や、地区内の交通規制の見直し等が必要です。しかし、これらの実現には時間がかかることが想定されます。

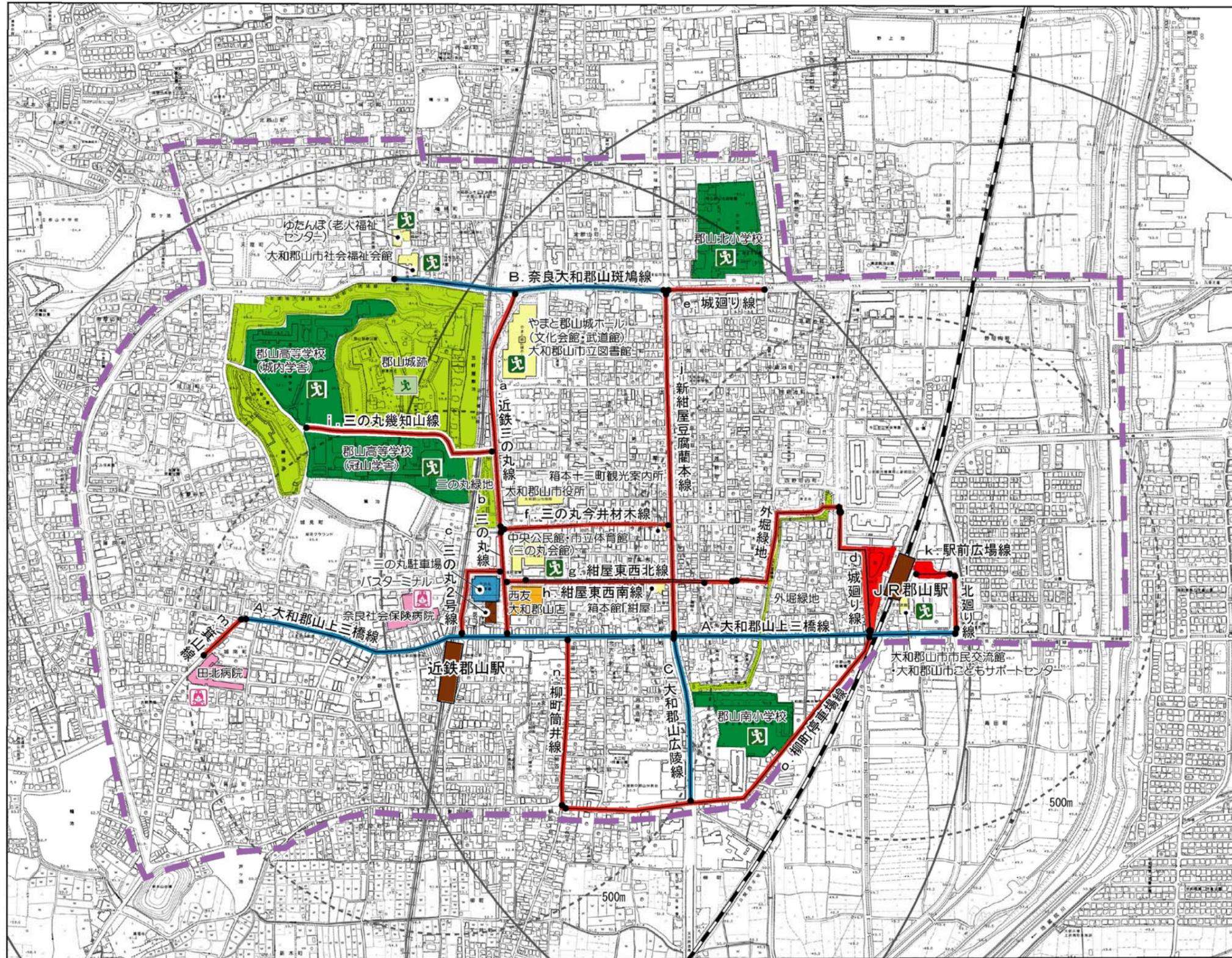
■早期の対応が必要な経路として本計画で位置づけます。  
■溝蓋設置の検討等、当面実施可能な措置は随時対応します。  
■暫定的な経路として、紺屋川から外堀緑地を通る経路を設定します。

## (2) 生活関連経路の選定

生活関連経路として選定した路線を示します。

表 5-2 生活関連経路

NO.	管理者	路線名	道路延長 (m)
A	奈良県	大和郡山上三橋線	1,400
B	奈良県	奈良大和郡山斑鳩線	550
C	奈良県	大和郡山広陵線	350
小計			2,300
a	大和郡山市	近鉄三の丸線	500
b	大和郡山市	三の丸線	200
c	大和郡山市	三の丸2号線	190
d	大和郡山市	城廻り線	300
e	大和郡山市	城廻り線	190
f	大和郡山市	三の丸今井材木線	300
g	大和郡山市	紺屋東西北線	450
h	大和郡山市	紺屋東西南線	400
i	大和郡山市	三の丸幾知山線	400
j	大和郡山市	新紺屋豆腐藪本線	650
k	大和郡山市	駅前広場線	80
l	大和郡山市	北廻り線	130
m	大和郡山市	箕山線	130
n	大和郡山市	柳町筒井線	300
o	大和郡山市	柳町停車場線	750
小計			4,970
合計			7,270



凡 例	
[生活関連経路]	
	県道
	市道
[生活関連施設]	
	旅客施設
	公共施設
	学校
	公園
	駐車場
	商業施設等
	病院
[重点整備地区]	
参 考	
	避難所・二次的避難所
	広域避難地
	救急告示病院

図 5-1 生活関連経路と生活関連施設

## 第6章 実施すべき特定事業等

### 6-1 実施すべき特定事業等の考え方

JR・近鉄郡山駅周辺地区において実施すべき特定事業等について、バリアフリー新法等に基づく考え方を以下に示します。

#### ハード面の整備

##### 特定事業

バリアフリー新法に基づき、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両のバリアフリー化を具体化するものです。

- **公共交通特定事業**  
公共交通（鉄道・バス・タクシー）に関連するバリアフリー設備の整備や、車両のバリアフリー化
- **道路特定事業**  
バリアフリー化のための施設（歩道等）の設置や、道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
- **交通安全特定事業**  
バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
- **建築物特定事業**  
バリアフリー化のために必要な建築物特定施設（出入り口、エレベーター、トイレ等）の整備
- **都市公園特定事業**  
都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設（出入り口、園路等）の整備

##### その他の事業

生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業以外の事業です。

- バスターミナル
- 駅前広場
- 案内サイン
- その他

一体的に実施

#### ソフト面の取り組み

##### ソフト施策

すべての人にとっての移動等円滑化を実現するためには、施設のハード整備だけでなく、ソフト面での施策展開が必要です。バリアフリー化の重要性や移動弱者への理解を深め、実際の行動につなげる「心のバリアフリー」を推進していきます。

- わかりやすい案内の充実
- バリアフリー情報の提供
- 広報・啓発
- 迷惑自転車対策
- 駐車場の利用マナーの向上
- 教育
- 当事者の意見を反映するしくみ

### ① 特定事業の概要

- ・基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両のバリアフリー化を具体化するものです。
- ・本基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。
- ・実施する特定事業の種類は、以下に示すものがあります。

公共交通特定事業・道路特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業

- ・新法における特定事業は、交通安全特定事業を除き、基準適合義務が課せられませんが、できる限り移動等円滑化基準に適合するように実施されるべきと考えます。
- ・たとえば、建築物の一部を改修する場合など、施設全体で移動等円滑化基準にすべて適合できない場合もあります。したがって、必ずしも移動等円滑化基準にすべて適合しないバリアフリー化などの事業内容であっても、特定事業として積極的に位置付け、段階的なバリアフリー化をめざしていきます。

### ② 移動等円滑化のためのその他の事業の概要

- ・生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないものを記載します。
- ・バリアフリー新法の基本方針では、これらに該当するものの例として、生活関連経路を構成する駅前広場、通路があげられています。
- ・サインによる情報提供の充実といった、わかりやすいサインの整備、点字・音声案内の充実もその他の事業に含まれます。

### ③ ソフト施策の概要

- ・すべての人にとっての移動等円滑化を実現するためには、施設のハード整備だけでなく、ソフト面での施策展開が必要です。
- ・バリアフリー化の重要性や移動弱者への理解を深め、実際の行動につなげる「心のバリアフリー」を推進していきます。

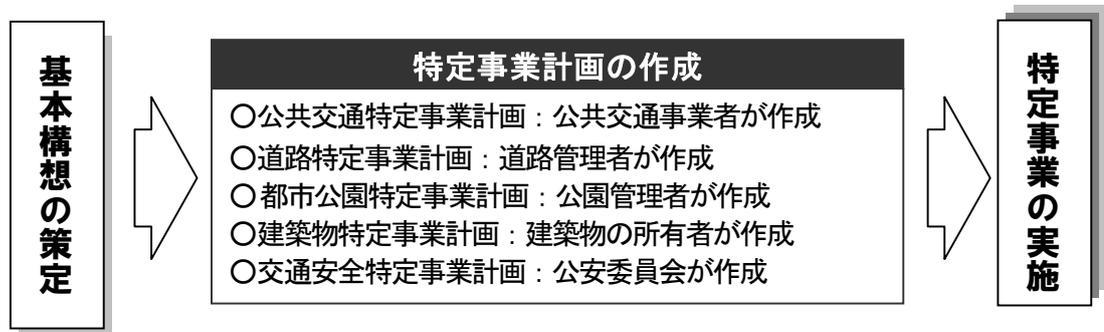


図 6-1 基本構想策定から事業化までの流れ

## 6-2 事業の目標時期

事業メニューの検討にあたっては、国や県の各種基準、関連のガイドライン等に沿った整備・改良を基本とするとともに、誰もがより利用しやすいものとするため、できる限り市民のニーズを反映した整備を行うことを前提に、各事業者との調整や財政状況をふまえ、目標時期を設定していきます。

なお目標時期の考え方として、本基本構想の目標年次が平成24年(2012年)から平成33年(2021年)の10年間であることを考慮して、以下のように考えます。

短期	概ね5年 (平成28年:2016年)以内	緊急性を要する、早急な対応が可能といった事業。経過措置 <sup>(注1)</sup> を用いても整備を実施する。
中期	概ね10年 (平成33年:2021年)以内	可能な限りバリアフリー基準に基づいた整備を実施する。なお、実現性が高まった場合は速やかに整備を実施する。
長期	平成34年(2022年)以降	現段階では事業の実現が困難であるが、実現に向けてまちづくりの視点をふまえて検討を継続する。なお、実現性が高まった場合は速やかに整備を実施する。

注1) 経過措置：建物等により有効幅員2m以上の歩道幅員の確保が困難な場合など、やむを得ない場合は、有効幅員1.5mや歩車共存道路とすることを可能とした措置

### 【バリアフリーに関する法令等】

### 【ガイドライン等】

### 【参考：関連する法令等】

<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年6月公布、同年12月施行)</p> </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>施行令・施行規則</p> </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>移動等円滑化の促進に関する基本方針</p> </div>			奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
鉄道・バス	公共交通移動等円滑化基準 (国土交通省省令)	バリアフリー整備ガイドライン (旅客施設編・車両等編)	
路外駐車場	路外駐車場移動等円滑化基準 (国土交通省省令)		駐車場法 駐車場法施行令 駐車場法施行規則
建築物	建築物移動等円滑化基準 建築物移動等円滑化誘導基準 (国土交通省省令)	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	
公園	都市公園移動等円滑化基準 (国土交通省省令)	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	都市公園法 都市公園法施行令 都市公園法施行規則
道路など	道路移動等円滑化基準 (国土交通省省令)	道路の移動円滑化整備ガイドライン	道路法 道路構造令 道路構造令施行規則
信号機	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則 (国家公安委員会規則)		道路交通法施行令第二条 道路標識に関する法第三十六条 道路標示に関する法第三十六条

### 6-3 実施すべき特定事業等

#### (1) 公共交通特定事業等

- ・鉄道駅（JR 郡山駅） 事業者：西日本旅客鉄道株式会社

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
トイレの改良	□多機能トイレに多目的シートを設置			○	*1
ホームの 安全性確保	■内方線付点状ブロックの設置		○		
	□電光表示板の新設			○	
案内情報の わかりやすさ	□音声案内や文字による運行情報の充実			○	
	□非常時の連絡手段の確保 (事故発生時・災害時・エレベーター緊急停車時等)			○	

\*1：現在の多機能トイレには十分な設置スペースがないため、駅舎の大規模改築時に多目的シートの設置を検討。

- ・鉄道駅（近鉄郡山駅） 事業者：近畿日本鉄道株式会社

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
ホームの 安全性確保	■内方線付点状ブロックの設置	○			*1
案内情報の わかりやすさ	□音声案内や文字による運行情報の充実			○	
	□非常時の連絡手段の確保 (事故発生時・災害時等)			○	
トイレの改良	□多機能トイレに多目的シートを設置				*2
	□利用しやすい位置へのトイレの移設				*3
移動経路の 円滑化	□東側改札付近の階段の改善				*4
	□下りホームスロープの視覚障害者誘導方策 の検討	○			*5

\*1：自治体補助を前提とする。

\*2：現在のトイレはガイドラインに適合しており整備済。今後、ガイドラインの改定等をふまえ必要に応じて設置を検討。

\*3：トイレは1駅1箇所が原則。駅舎の大規模改築時に利用しやすい位置へのトイレの設置を検討。

\*4：駅舎周辺の面的な開発等の状況をふまえ必要に応じて改善を検討。

\*5：ガイドラインに適合（下端および上端には警告ブロック設置、中間は誘導ブロックなし）しており整備済。



写真 6-1 JR 郡山駅のホーム



写真 6-2 近鉄郡山駅の下りホームスロープ

・バス 事業者：奈良交通株式会社

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
車両	■ノンステップバスの導入		○		*1
	■車内への電光表示板の設置		○		*2
案内情報の わかりやすさ	□ノンステップバス運行情報の提供		○		*3
	□わかりやすい時刻表や路線図の検討	○			
	□障害者（視覚・聴覚・知的等）に配慮した情報提供方策の検討			○	
	□バスロケーションシステムの導入検討			○	*4

\*1：平成23年10月現在、11%（35両中4両）を順次バリアフリー適合車両とする。

\*2：今後導入するバリアフリー適合車両には順次、次の停留所名を表示できる機器を設置。

\*3：バリアフリー適合車両導入状況に併せて、運行情報を提供。

\*4：システム導入には莫大な初期投資、維持管理が必要であり、事業者単独での実施は困難。



写真 6-3 ノンステップバス(奈良交通)

・タクシー 事業者：タクシー事業者

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
車両	■福祉タクシーの導入			○	
	□観光客の利用もふまえた福祉タクシーの利用促進			○	



写真 6-4 介護仕様車両(三都交通株式会社)

(2) 道路特定事業等

・生活関連経路（県道） 事業者：奈良県

路線名	区間	整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
A. 大和郡 山上三橋線	北廻り線- 箕山線	歩行空間 の改善	■側溝蓋の設置	○			
			■路側線の改良	○			
			■支障物件の移設・安全対策（電柱）	○			
		歩行空間 の確保	□安全な歩行空間の確保 方策を継続的に実施	○	継続実施	→	
		踏切の 改善	□障害者でも安全に横断 できる踏切の検討 （九条第12号踏切）	○	継続実施	→	*1
B. 奈良 大和郡山斑 鳩線	新紺屋豆 腐藷本線- 社会福祉 会館	歩道の 改善	■都市計画道路整備を見 据えた歩道の改善（老朽 箇所の修繕・グレーチング の見直し等）	○			
			□都市計画道路整備の推 進（都市計画道路城廻り線 の整備による安全な歩行空 間の確保）		○		
C. 大和郡 山広陵線	大和郡山 上三橋線- 柳町停車 場線	歩道の 改善	■歩道の改善		○		
			■視覚障害者誘導用プロ ックの設置・改善		○		

\*1：踏切の管理者である「近畿日本鉄道株式会社」と連携して実施。



写真 6-5 大和郡山上三橋線



写真 6-6 九条第12号踏切



写真 6-7 奈良大和郡山斑鳩線



写真 6-8 大和郡山広陵線

・生活関連経路（市道） 事業者：大和郡山市

路線名	区間	整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
a. 近鉄 三の丸線	三の丸線- 奈良大和 郡山斑鳩 線	歩道の 改善	■段差の解消（歩道と車道乗り入れ部や横断歩道との段差の解消）	○			
			■舗装等の改良（路面のデコボコの改良）	○			
			■交差点接続部の改良（視覚障害者も安全に横断できる交差点への改良：西友北側横断歩道）		○		
			■有効幅員の確保（有効幅員の確保による連続した歩行空間の形成）			○	
			■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善（老朽箇所の修繕や連続した敷設）	○			
b. 三の丸線	大和郡山 上三橋線- 近鉄三の 丸線	歩道の 改善	■段差の解消（歩道と車道乗り入れ部や横断歩道との段差の解消）	○			
			■舗装等の改良（路面のデコボコの改良）	○			
			■交差点接続部の改良（視覚障害者も安全に横断できる交差点への改良：西友北側横断歩道）		○		
			■有効幅員の確保（有効幅員の確保による連続した歩行空間の形成）			○	
			■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善（老朽箇所の修繕や連続した敷設）	○			



写真 6-9 近鉄三の丸線



写真 6-10 三の丸線

路線名	区間	整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
c. 三の丸 2号線	大和郡山 上三橋線- 近鉄三の 丸線	歩道の 改善	■段差の解消(歩道と車道乗り入れ部や横断歩道との段差の解消)	○			
			■舗装等の改良(路面のデコボコの改良)	○			
			■有効幅員の確保(有効幅員の確保による連続した歩行空間の形成)			○	
			■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽箇所の修繕や連続した敷設)	○			
d. 城廻り線	外堀緑地 北門- 大和郡山 上三橋線	歩道の 改善	■段差の解消(歩道と車道乗り入れ部や横断歩道との段差の解消)	○			
			■舗装等の改良(路面のデコボコの改良)	○			
			■支障物件の改善(バリアフリーに配慮した車止めの改善)	○			
			■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽箇所の修繕や連続した敷設)	○			



写真 6-11 三の丸 2 号線



写真 6-12 城廻り線

路線名	区間	整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
e. 城廻り線	郡山北小 学校東- 新紺屋豆 腐藺本線	歩道の 改善	■段差の解消(歩道と車道乗 り入れ部や横断歩道との段 差の解消)	○			
			■舗装等の改良(路面のデ コボコの改良)	○			
			■視覚障害者誘導用プロ ックの設置・改善(老朽 箇所の修繕や連続した敷 設)	○			
f. 三の丸 今井材木線	新紺屋豆 腐藺本線- 近鉄三の 丸線	移動等円 滑化の 向上	■市役所への移動等円滑 化の検討(舗装等の改良、 段差の解消、有効幅員の確 保、視覚障害者誘導用プロ ックの整備・改良等による 市役所への移動ルートの円 滑化)	○			
g. 紺屋 東西北線	外堀緑地- 近鉄三の 丸線	歩行空間 の確保	□転落防止策の検討(周辺 の景観等に調和した、移動 弱者や夜間の転落防止策を 検討)	○			
			□歩行空間の確保の検討 (歴史や景観に配慮した歩 行空間の確保方を検討)	○			
h. 紺屋 東西南線	外堀緑地- 近鉄三の 丸線	歩行空間 の確保	□転落防止策の検討(周辺 の景観等に調和した、移動 弱者や夜間の転落防止策を 検討)	○			
			□歩行空間の確保の検討 (歴史や景観に配慮した歩 行空間の確保方を検討)	○			



写真 6-13 城廻り線



写真 6-14 三の丸今井材木線



写真 6-15 紺屋東西北線・南線

路線名	区間	整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
i. 三の丸 畿知山線	近鉄三の丸線- 郡山高等学校	踏切の改善	■踏切の改善方策の検討 (九条第10号踏切)	○	→ 継続実施		*1
		歩行空間の確保	□歩行空間の確保の検討 (城跡公園の整備計画と連携した歩行空間の確保方策を検討)	○			
j. 新紺屋豆腐 藺本線	大和郡山上三橋線- 奈良大和郡山斑鳩線	歩道の改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽箇所の修繕)	○			
			■支障物件の改善(バリアフリーに配慮した車止めの改善)	○			
k. 駅前 広場線	北廻り線- JR 郡山駅	歩道の改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽箇所の修繕)	○			
l. 北廻り線	大和郡山上三橋線- 駅前広場線	歩道の改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽箇所の修繕)	○			

\*1：踏切の管理者である「近畿日本鉄道株式会社」と連携して実施。



写真 6-16 三の丸畿知山線



写真 6-17 新紺屋豆腐藺本線



写真 6-18 駅前広場線



写真 6-19 北廻り線

路線名	区間	整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
m. 箕山線	大和郡山 上三橋線- 田北病院	歩道の 改善	■有効幅員の確保（有効幅員の確保による連続した歩行空間の形成）			○	
n. 柳町 筒井線	大和郡山 上三橋線- 柳町停車 場線	歩行空間 の確保	□歩行空間の確保の検討（地元や関係者との協議のうえ交通規制も含めた歩行空間確保）	○			
o. 柳町 停車場線	大和郡山 上三橋線- 柳町筒井 線	歩行空間 の確保	□歩行空間の確保の検討（地元や関係者との協議のうえ交通規制も含めた歩行空間確保）	○			



写真 6-20 箕山線



写真 6-21 柳町筒井線



写真 6-22 柳町停車場線

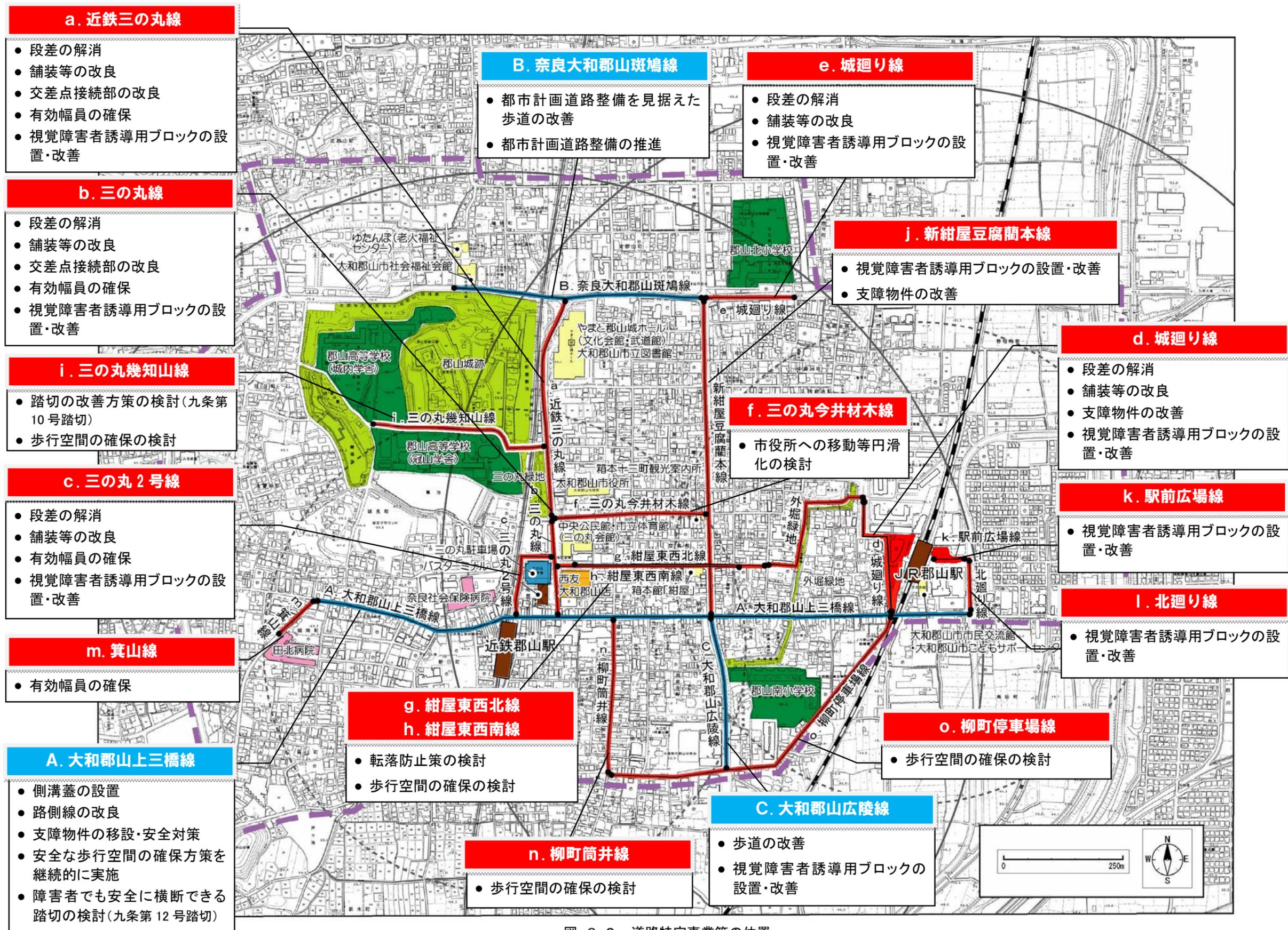


図 6-2 道路特定事業等の位置

(3) 交通安全特定事業等

・事業者：公安委員会

交差点名 等	整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	整備目標			備考
		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
市役所前	■高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○			
新紺屋町 交差点	■視覚障害者付加機能の整備（音響式信号機）	○			
	■高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○			
北郡山 交差点	■視覚障害者付加機能の整備（音響式信号機）		○		
	■高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○		
西友西側	■高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○		
JR 郡山駅 東側	■高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○		
社会福祉 会館前	□安全な横断対策の実施（（都）城廻り線整備に伴う、 城廻り線の安全な横断対策の実施）			○	
城ホール 北側	□安全な横断対策の実施（（都）城廻り線整備に伴う、 城廻り線の安全な横断対策の実施）			○	
近鉄郡山 駅周辺	□安全な横断対策の実施（近鉄郡山駅周辺の整備状況 にあわせて安全な横断対策を実施）			○	
城ホール西 横断歩道	□信号の設置				*1
箱本館西 横断歩道	□信号の設置				*1
JR 郡山駅西 横断歩道	□信号の設置				*1

\*1：信号の設置については道路形状、交通量、交通事故発生件数等総合的な判断が必要。



写真 6-23 市役所前交差点



写真 6-24 新紺屋町交差点

(4) 建築物特定事業等

・大和郡山市役所 事業者：大和郡山市

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
移動円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動円滑化された経路を確保		○		
施設の改善	■エレベーターの改善 (点字表示の設置、音声案内の導入、手すりや呼び出しボタン等の改善等)	○			
	■エレベーターの改修 (施設の建替え時にバリアフリーに配慮したエレベーターの大幅改善)			○	*1
	■多機能トイレに多目的シートを設置	○			
	■洋式トイレの増設		○		
	■トイレの改善 (点字表示の設置、音声案内の導入等)	○			
案内情報のわかりやすさ	□歩道から出入り口まで連続した適切な視覚障害者誘導用ブロックを設置	○			
	□施設内の視覚障害者誘導用ブロックの改善・新設	○			
	□視覚障害者や聴覚障害者に配慮したシステム導入に向けた検討	○			
	□緊急時もふまえたわかりやすい情報提供の方策について継続的に検討	○			

\*1：施設の建替え時に併せて実施。



写真 6-25 出入口付近の視覚障害者誘導用ブロック



写真 6-26 トイレ



写真 6-27 エレベーター

・大和郡山市社会福祉会館 事業者：大和郡山市

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
施設の改善	■エレベーターの改善 (点字表示の設置)	○			
	■エレベーターの改善 (音声案内の導入等)			○	*1
	■エレベーターの改修 (施設の建替え時にバリアフリーに配慮したエレベーターの大幅改善)			○	*1
	■多機能トイレに多目的シートを設置	○			
	■多機能トイレの便座の改善	○			
	■多機能トイレの照明の自動化	○			
	■洋式トイレの増設	○			
案内情報の わかりやすさ	□施設内の視覚障害者誘導用ブロックの改善・新設	○			*2
	□視覚障害者や聴覚障害者に配慮したシステム導入に向けた検討		○		
	□緊急時もふまえたわかりやすい情報提供の方策について継続的に検討	○			
その他	□施設内照明の改善(節電対策や利用者の意見をふまえて、適切な照度を確保)	○			
	□まちづくりの動向をふまえ、利便性の高い場所への移設の検討	○			

\*1：施設の建替え時に併せて実施。

\*2：抜本的な改善は建替え時に実施。



写真 6-28 トイレ



写真 6-29 エレベーター

・三の丸駐車場 事業者：社会福祉協議会

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
施設の改善	■ 駐車スペースの検討 (車いす利用者が安全に駐車できる駐車マスの位置と経路を検討)	○			
	□ 係員のサービス向上と周知 (身障者用駐車マス利用者への案内・誘導の徹底と、告知すれば介助する旨の周知)	○	→ 継続実施		
案内情報の わかりやすさ	□ トイレのわかりやすい案内サインの設置	○			
	□ 聴覚障害者等に配慮したわかりやすい駐車料金支払いシステムの検討	○			
その他	□ 施設内照明の改善 (節電対策や利用者の意見をふまえて、適切な照度を確保)	○			



写真 6-30 三の丸駐車場

・西友大和郡山店 事業者：合同会社西友

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業		整備目標			備考
		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
移動円滑化された経路	□ 大規模改築時に店内外からスムーズに利用できるエレベーターの設置を検討			○	
施設の改善	■ エレベーターの改善 (点字表示の設置、インターフォンの設置)	○			
案内情報の わかりやすさ	□ エレベーターの案内サインを店舗内に設置		○		
その他	□ 放置自転車対策の継続実施 (大和郡山市や警察と協力して、来店者に自転車マナー向上を啓発)	○	→ 継続実施		



写真 6-31 西友大和郡山店 (エレベーターへの経路)

(5) 都市公園特定事業等

・城跡公園・三の丸緑地 事業者：大和郡山市

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	整備目標			備考
	短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
□バリアフリーに配慮した情報提供 (車いす・ベビーカー利用者、視覚障害者、聴覚障害者等が城跡公園を利用する際の利用ルートや注意事項、トイレ等の施設状況について情報提供)	○			
■公園内のトイレの整備 (公園利用者の動線や利用状況をふまえ、障害者、乳幼児連れ等に配慮した多機能トイレの改善・整備)	○			*1
□歴史に配慮した公園内のバリアフリー化の推進 (郡山城跡の歴史・文化や周辺景観との調和に配慮しつつ、都市公園移動等円滑化基準等に準じた公園のバリアフリー化を「郡山城跡公園基本計画見直し業務」と連携しながら推進)	○			*1

\*1：公園内は一部民有地部分があり、改修等については、公園全体の計画にあわせて整備を検討。



写真 6-32 城跡公園内のトイレ

・外堀緑地 事業者：大和郡山市

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	整備目標			備考
	短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
■移動円滑化された経路の確保 (生活関連経路の一部として移動円滑化された経路を確保するため、車いすやベビーカーでも移動しやすい舗装への改善、縦断勾配のきつい箇所への改善、視覚障害者や聴覚障害者に配慮した案内誘導方策、夜間の照明等について検討し、随時整備していく。なお、これらの検討にあたっては歴史・文化や景観にも配慮する)	○			



写真 6-33 外堀緑地(北門)

(6) その他事業

・バスターミナル 事業者：大和郡山市

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	整備目標			備考
	短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
□バスターミナルの改善 (歩行者動線やバスの動線等の見直し、上屋・ベンチ等の設備、案内板等の案内誘導施設の改善)		○		



写真 6-34 バスターミナル

・近鉄郡山駅周辺 事業者：大和郡山市

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	整備目標			備考
	短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
□大和郡山上三橋線と連携した既存施設等の改善 (大和郡山上三橋線と連携を図りながら、既存施設等(案内サイン・ポケットパーク等)の見直し等を実施)	○			*1
□近鉄郡山駅周辺整備について (移動等の円滑化に向けたバリアフリーについてハード、ソフト両面からの取り組みを進めつつ、全体的なまちづくりの中で駅周辺整備の実現化に向けた検討を行う)				*2

\*1：大和郡山上三橋線は道路特定事業等として「6-6」頁に記載。事業者は奈良県。

\*2：駅周辺整備に対する要望が多く、本市の大きな行政課題の一つとして認識。総合的な視点で検討すべき課題。



写真 6-35 近鉄郡山駅周辺

## (7) ソフト施策

ハード面のバリアフリー化も必要ですが、実際の利用者にとって利用しやすいものとなるためには、運営に従事する職員の対応や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供などソフト面と一体となった総合的な取り組みがより一層求められます。さらに、ハード、ソフトの取り組みの充実に加えて、支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を推進していきます。

### <わかりやすい案内の充実>

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
□だれにでもわかりやすい案内表示（サイン）の設置 本地区には城跡公園等が立地し来訪者が多いこともふまえ、障害者等だけでなく、初めて訪れた来訪者を含め、周辺の景観にも調和しただれにでもわかりやすい案内表示（サイン）の設置	県：道路・交通環境課 市：都市計画課 その他担当部署
□介助・接遇マニュアルの作成 公共施設や観光施設の案内員等の介助・接遇スキルの向上をめざしたマニュアルの作成・配布	市：地域振興課 介護福祉課
□来訪障害者等への移動支援のしくみづくりの検討 来訪障害者等への移動支援の先進事例の調査・研究と本市への導入可能性の検討	市：地域振興課 厚生福祉課
□障害者に配慮した案内・情報システムの導入検討 障害者に配慮した案内・情報システムの開発・研究動向をふまえたシステム導入の可能性の検討	県：道路・交通環境課 市：企画政策課

### <バリアフリー情報の提供>

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
□バリアフリーマップの作成・配布 主に障害者が移動する際に参考となる経路や施設等のバリアフリー状況をとりまとめたマップの作成・配布	県：地域福祉課 道路・交通環境課 市：都市計画課
□バリアフリーの取り組みに関する情報提供 バリアフリー化事業や関連する取り組みに関する進捗状況やスケジュール等の情報を開示	県：道路・交通環境課 市：都市計画課

### <広報・啓発>

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
□広報・啓発活動の推進 人権意識の高揚を図り、バリアフリーに対する理解を深めるための各種取り組みを実施	県：人権施策課 市：人権施策推進課

<迷惑自転車対策>

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
<input type="checkbox"/> 自転車のマナー向上を図る啓発活動 警察等と連携し、駐輪や自転車走行マナーの向上を図るための啓発活動を実施 小学生を対象にした自転車マナー向上の取り組みを実施	県：安全・安心まちづくり推進課 市：市民安全課

<駐車場の利用マナーの向上>

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
<input type="checkbox"/> 身障者用駐車マスの利用マナー向上を図る啓発活動 各施設管理者等と連携し、身障者用駐車マスの利用マナーの向上を図るための啓発活動を実施	県：地域福祉課 市：厚生福祉課

<教育>

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
<input type="checkbox"/> 学校におけるバリアフリー教育の実施 学校において、バリアフリー教室の開催や、バリアの現地点検等の取り組みを実施	県：学校教育課 市：学校教育課
<input type="checkbox"/> 市職員のバリアフリー教育訓練研修の充実 市職員を対象としたバリアフリーに関する研修の実施や手話のできる職員の配置	市：秘書人事課
<input type="checkbox"/> 社員のバリアフリー教育訓練研修の充実 社員を対象とした介助・接遇スキルの向上やバリアフリーに関する研修を継続実施	西日本旅客鉄道株式会社・近畿日本鉄道株式会社・奈良交通・タクシー事業者
<input type="checkbox"/> 事業者向けバリアフリー教育訓練研修の実施 障害者への接遇・介助水準の向上のための研修を実施	県：道路・交通環境課 市：都市計画課

<当事者の意見を反映するしくみ>

整備内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
<input type="checkbox"/> バリアフリー整備の推進に当事者の意見を反映するしくみの構築 基本構想策定後の事業実施計画の検討において、具体的な計画内容を検討する際に、当事者の意見を反映するしくみを構築	県：地域福祉課 道路・交通環境課 市：都市計画課

## 第7章 今後の取り組みの方向性

### 7-1 段階的・継続的な取り組み（スパイラルアップ）に向けての体制

本構想が一過性の取り組みで終わることがないように、策定後も事業の着実な実施・評価・改善を図っていく等、継続的な改善の取り組みを行っていきます。基本理念に記載しているようにハード面とソフト面の取り組みをバランスよく推進するためにも、今後も市民等の参画のもと、公共交通事業者、道路管理者、建築物管理者、公安委員会、関係行政機関等で構成する組織を設置します。そして、本組織を中心として適宜事業の評価を行い、必要に応じて見直すPDCAサイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図っていきます。

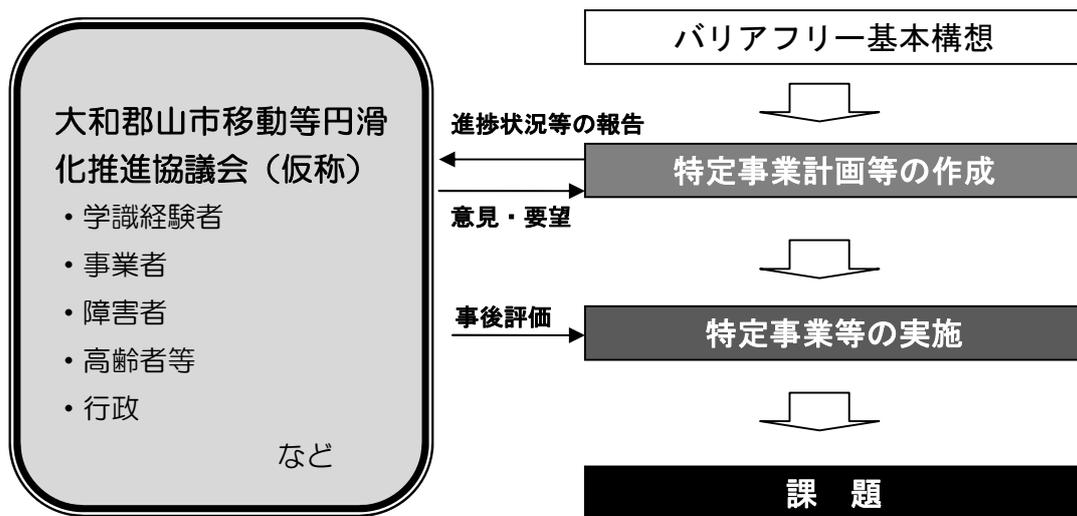


図 7-1 継続的な組織のイメージ

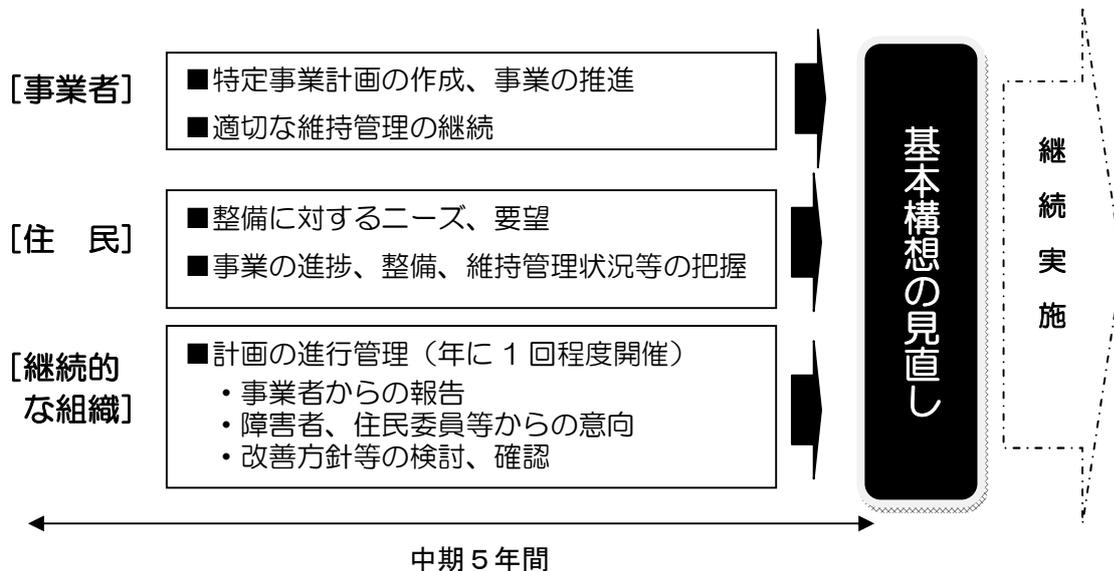


図 7-2 基本構想策定後の進め方のイメージ

\*PDCA:「計画(Plan)」を立て、「実施(Do)」し、実施結果を「確認(Check)」して、計画からずれていれば、「修正する措置(Action)」をとり、この過程を継続して質の向上を進めるものです。

## 7-2 市全体でのバリアフリー化の推進

本基本構想では、優先的にバリアフリー化を図るべき重点整備地区を中心として策定されました。しかし、重点整備地区以外の施設や経路等に対する改善要望もたくさん頂きました。

この基本構想で示したバリアフリー化の基本理念と方向性の考え方を、さらに重点整備地区外のまちづくりへと展開していくことも重要です。総合計画や都市計画マスタープランといった上位計画も含め、幅広い発想のもと、市のまちづくりを進めていきます。また、市民からの要望が高い箇所や緊急に対応が必要な事項については、適宜対応を行っています。

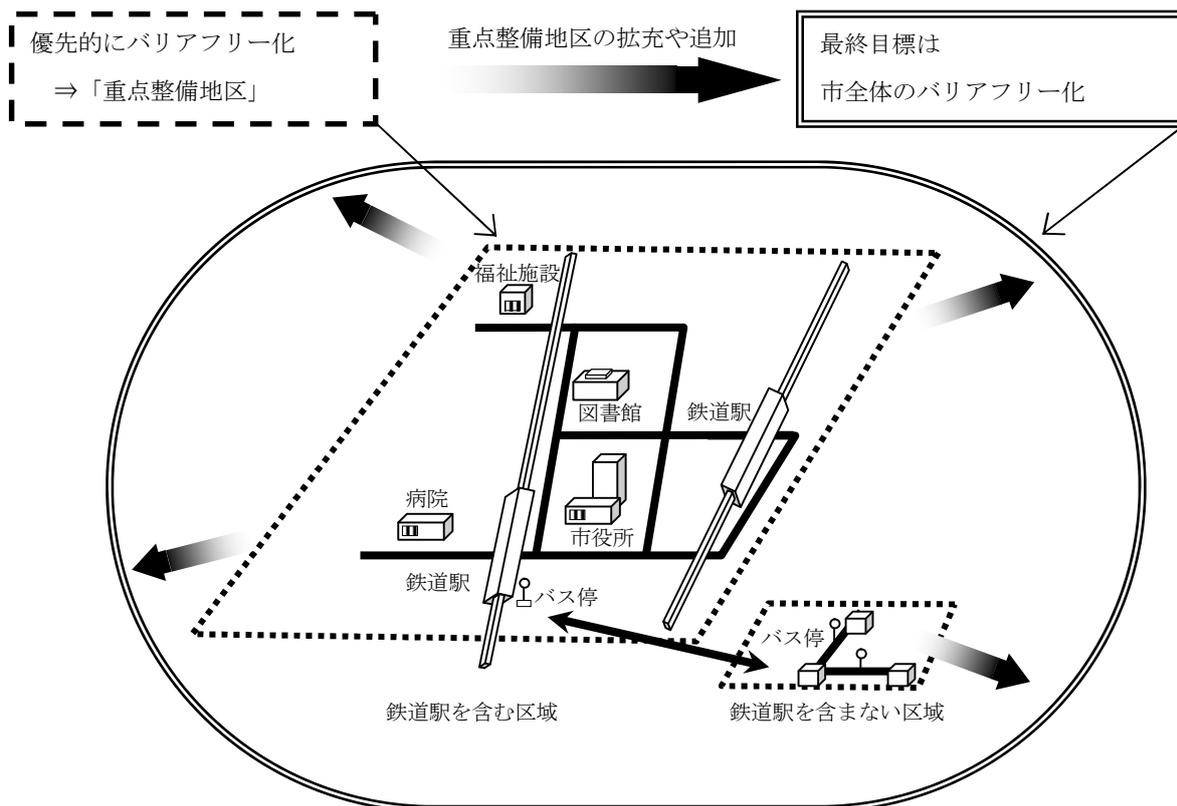
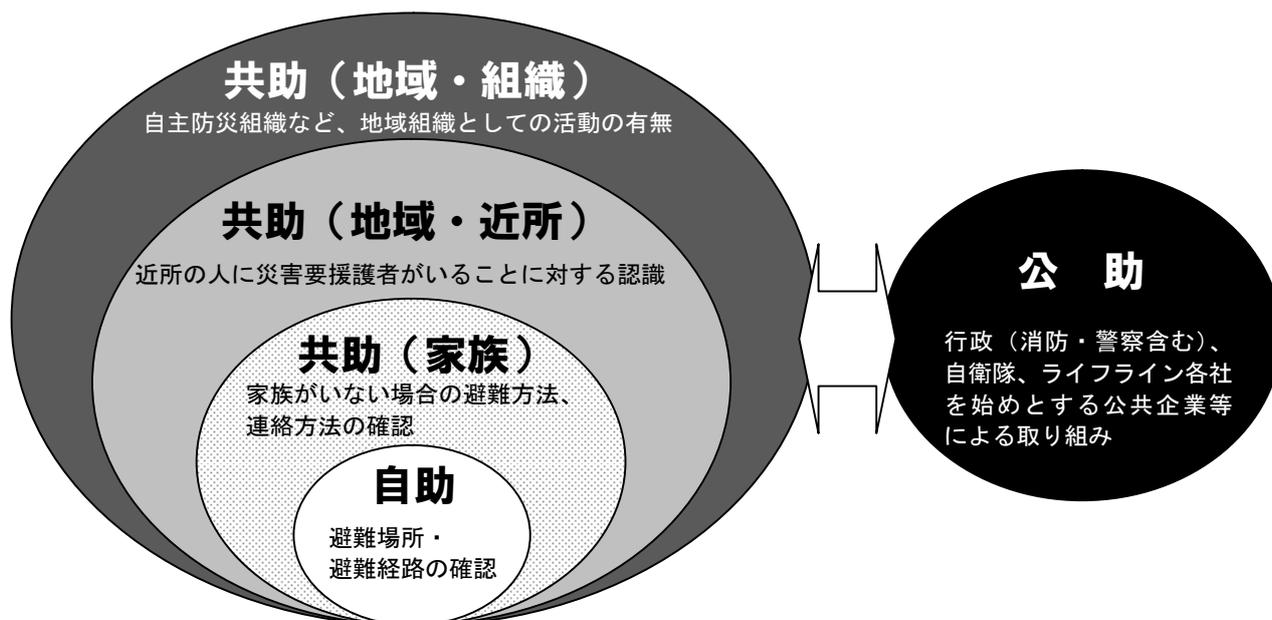


図 7-3 市全体でのバリアフリー化に向けて

### 7-3 災害時におけるバリアフリー

バリアフリー新法は日常時におけるバリアフリー化を目的として定められているので、本基本構想では、災害時におけるバリアフリーについて定めてはいません。しかし、災害時におけるバリアフリーは、すべての市民の安全を確保するために非常に重要な課題であると認識します。本基本構想で定める施設のハード整備や、心のバリアフリーを推進し、日常時のバリアフリー化が進んでいくことが、災害時におけるバリアフリーにもつながります。



\* 防災対策の基本である「自助」、「共助」、「公助」が連携することで防災対策は効果を発揮します。これらの理念に基づき大和郡山市でも、自主防災組織の推進、災害時要援護者の避難支援計画に基づく情報の共有化を進めています。

図 7-4 避難時のポイント

参考：「東日本大震災における視覚障害者の避難について（近畿大学・柳原崇男）」をもとに加筆

#### 7-4 持続可能な交通体系の構築

バリアフリー新法では、主に施設や歩道のハード整備による移動等の円滑化を図っていくことを目的としています。しかし、誰もが安全・安心に移動できるためには多様な交通手段の確保が求められます。例えば、なんらかのハンディにより通常の交通機関が使えない方のために提供される公共交通（スペシャルトランスポート）として、施設送迎バスの充実や、共助的なドア・ツー・ドアサービスといった新たな移動手段も含めた、持続可能な交通体系の構築に向け、関係者と共に検討を行っていきます。

#### 7-5 子育て世代のバリアフリー

子育て世代からも、道路や歩道のバリアに関して多くの意見を頂きました。歩道の段差やデコボコはベビーカーや妊婦にとっては大きなバリアとなっています。また、小さな子どもを連れた歩道のない道路の移動は危険であることが指摘されています。さらに、マタニティマークの普及と理解、授乳スペースの確保、スーパーやレストランでの子どもに配慮したサービスの充実、子どもが安心して遊べる場所の確保、外出時の子連れへの手助けといった要望もありました。本基本構想に基づき道路や施設のバリアフリー化を進めていきますが、子育てしやすいまちづくりに向けて市民、民間事業者、行政等の多様な関係者が協働して多方面からの支援や取り組みを行うことが重要です。

#### 7-6 観光バリアフリーの推進

本基本構想の対象者には、大和郡山市の来訪者も含まれています。JR・近鉄郡山駅周辺地区には、城跡公園をはじめとした市を代表する観光施設や文化・歴史資源が点在し、多くの観光客が訪れています。だれもが安心して観光ができるよう、本基本構想に基づき施設のバリアフリー化を推進するとともに、例えば観光ボランティアガイド等による移動支援や移動弱者向けの観光ルートの提案等、観光振興や活性化に向けたまちづくりと一体となった観光バリアフリーの推進をめざしていきます。

## 参考資料 1 : 委員名簿

### 大和郡山市バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

区分	氏名	所属及び役職名
学識経験者	春名 攻	立命館大学 名誉教授
	柳原 崇男	近畿大学 講師
高齢者団体	一柳 登喜雄	高友クラブ連合会 会長
障害者団体	藤本 賢司	社会福祉協議会 会長代行
	中村 滋	心身障害者（児）連絡協議会 会長
	田村 雅勇	身体障害者福祉協会 会長
	垣内 初江	視覚障害者協会 会長
	岡本 成満	聴覚障害者協会 会長
	筒井 英子	肢体不自由児・者父母の会 会長
	岡本 千鶴	手をつなぐ育成会 会長
自治会	植村 俊博	自治連合会 会長 及び 郡山第5地区自治連合会 会長
	末浪 安洋	郡山第1地区自治連合会 会長
	奥本 明弘	郡山第2地区自治連合会 会長
	中田 育宏	郡山第3地区自治連合会 会長
	本田 勝一	郡山第4地区自治連合会 会長
	岡田 孝尚	郡山第6地区自治連合会 会長
	商工関係	中野 雅史
神林 豊造		郡山柳町商店街協同組合 理事長
交通事業者	平林 英明	近畿日本鉄道（株）大阪運輸統括部 施設部工務課長
	又賀 重樹	西日本旅客鉄道（株）近畿統括本部 企画課 担当課長
	山本 敦郎	奈良交通 乗合バス事業部 運行課長
公安委員会	喜多 良樹	奈良県警察本部 交通規制課長
	甲斐 一穂	郡山警察署 交通課長
関係行政機関	小泉 久二郎	国土交通省 奈良運輸支局 首席運輸企画専門官
	藤原 雅二	国土交通省 奈良国道事務所 交通対策課長
	東 智徳	奈良県 土木部 道路・交通環境課長
	中尾 晃史	奈良県 まちづくり推進局 地域デザイン推進課長
	細川 勝久	奈良県 まちづくり推進局 建築課長
	西本 隆博	奈良県 健康福祉部 地域福祉課長
	上平 盛王	奈良県 郡山土木事務所 所長
市職員	吉村 安伸	総務部長
	森 康好	福祉健康づくり部長
	吉田 昌義	産業振興部長
	田中 利明	教育部長
	矢舗 健次郎	都市建設部長
事務局	仲 敬可	都市計画課長
委託業者	(株)建設技術研究所	

※敬称略

## 参考資料 2 : 経過

### ○障害者団体へのヒアリング調査 (H23. 9)

アンケート調査やワークショップでは十分な意見を言うことが困難な障害者を対象に、移動時に感じる問題や課題についての詳細な意見を収集するために実施しました。



### ○第1回協議会 (H23. 10. 6)

#### 【主な確認事項】

- ・ 協議会の立ち上げ、進め方・調査方法の確認
- ・ 重点整備地区の選定、基本方針



### ○アンケート調査 (H23. 10～11)

住民の移動全般のバリアフリーに対する意識やニーズの全体的な傾向を定量的に把握するために実施しました。

### ○ワークショップ (H23. 10. 27)

JR・近鉄郡山駅周辺にどのようなバリアがあるのか、障害者、住民、高齢者等と共に意見交換をしながら、詳細な意見を幅広く収集するために実施しました。



### ○駅利用者ヒアリング調査 (H23. 11. 8)

基本構想の趣旨が、駅から駅周辺の施設への移動円滑化であることをふまえ、駅利用者の意識や移動特性を把握するために実施しました。



### ○第2回協議会 (H23. 11. 18)

#### 【主な確認事項】

- ・ 重点整備地区の範囲、生活関連施設、生活関連経路



○タウンウォッチング (H23. 12. 2)

移動の円滑化を図っていく施設や経路を中心に現地点検を行い、具体的な整備検討のための基礎資料とするために実施しました。



○第3回協議会 (H23. 12. 16)

【主な確認事項】

- ・ 問題点・課題、整備 (案)



○子育て世代の移動等に関する調査 (H23. 12. 22)

移動弱者でもある子育て世代 (未就学児の保護者) の移動等のバリアを収集するために、調査票を配付しご協力いただきました。

○第4回協議会 (H24. 1. 26)

【主な確認事項】

- ・ 基本構想 (素案)



○パブリックコメント (H24. 2. 17~H24. 3. 9)

基本構想 (素案) に対する市民の意見を公募しました。

○第5回協議会 (H24. 3. 23)

【主な確認事項】

- ・ 基本構想 (案)



○基本構想を策定 H24. 3

---

大和郡山市バリアフリー基本構想－JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想－

発行日 平成24年3月

発行 大和郡山市

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4

TEL 0743-53-1151（代表） FAX 0743-53-1049

ホームページ <http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>

---